

まち・ひと・しごと創生基本方針 2019 について

〔令和元年 6 月 21 日〕
閣 議 決 定

まち・ひと・しごと創生基本方針 2019 を別紙のとおり定める。

(別紙)

まち・ひと・しごと創生基本方針 2019

まち・ひと・しごと創生基本方針 2019

(目次)

I. 第1期における地方創生の現状等	1
1. 第1期の地方創生の取組	1
2. 地方創生をめぐる現状認識	1
(1) 人口減少・少子高齢化	1
(2) 東京一極集中の継続	2
(3) 地域経済の現状	2
3. 地方創生に関連する将来の見通し	3
II. 第2期に向けての基本的な考え方	5
1. 全体の枠組	5
2. 検証を踏まえた検討の方向性	5
(1) 4つの基本目標	5
(2) 「まち」「ひと」「しごと」の好循環	6
(3) 5つの政策原則	6
(4) 情報支援・人材支援・財政支援(「地方創生版・三本の矢」)	7
3. 第2期における新たな視点	7
(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する	7
(2) 新しい時代の流れを力にする	8
(3) 人材を育て活かす	8
(4) 民間と協働する	8
(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる	9
(6) 地域経営の視点で取り組む	9
III. 各分野の当面の主要な取組	10
1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす	10
(1) 「地域人材支援戦略パッケージ」等による人材の地域展開	10
(2) 新たなビジネスモデルの構築等による地域経済の発展	10
(3) 「海外から稼ぐ」地方創生	10
(4) 地方創生を担う組織との協働	11
(5) 高等学校・大学等における人材育成	11
2. 地方への新しいひとの流れをつくる	11
(1) 地方への企業の本社機能移転の強化	11
(2) 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流	12

(3) 政府関係機関の地方移転	12
(4) 「関係人口」の創出・拡大	12
(5) 地方公共団体への民間人材派遣	12
(6) 地方の暮らしの情報発信の強化	13
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる	13
(1) 個々人の希望をかなえる少子化対策	13
(2) 女性、高齢者、障害者、外国人等が共生するまちづくり	13
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	14
(1) 交流を支え、生み出す地域づくり	14
(2) マネジメントによる高付加価値化	14
(3) Society5.0の実現に向けた技術の活用	15
(4) スポーツ・健康まちづくりの推進	15
5. 連携施策等	16
(1) 地方創生に向けた国家戦略特区制度等の推進	16
(2) 規制改革、地方分権改革との連携	16
(3) 東日本大震災の被災地域における地方創生の加速化	16
(4) 国土強靱化等との連携	16
IV. 国と地方の総合戦略の策定等について	18
V. 各分野の施策の推進	19
1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす	19
(1) 強靱な地域経済社会システムの確立と地域への人材展開の強化	19
(2) 新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築	21
(3) 「海外から稼ぐ」地方創生	24
(4) 観光地域づくり・ブランディング等の推進	25
(5) 地方創生を担う人材・組織の育成	27
(6) 高等学校等における人材育成	28
2. 地方への新しいひとの流れをつくる	29
(1) 地方への企業の本社機能移転の強化	29
(2) 政府関係機関の地方移転	30
(3) キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修学・就業の促進	31
(4) 地方移住の推進	32
(5) 「関係人口」の創出・拡大	32
(6) 子供の農山漁村体験の充実	33
(7) 地域おこし協力隊の拡充	34
(8) 地方生活の魅力等の情報発信	35

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる	36
(1) 個々人の希望をかなえる少子化対策	36
(2) 全世代・全員活躍まちづくりー「生涯活躍のまち」の更なる推進等ー	37
(3) 地域共生社会の実現	39
(4) 官民連携による女性・高齢者等の新規就業促進	40
(5) 多文化共生の地域づくり	41
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	42
(1) 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり	42
(2) Society5.0 の実現に向けた技術の活用	43
(3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等の推進	47
(4) コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進等	49
(5) まちづくりにおける地域連携の推進	51
(6) 更なる民間投資の喚起による都市再生の推進	51
(7) 地域交通を取り巻く課題への対応	52
(8) 集落生活圏維持のための「小さな拠点」及び地域運営組織の形成	53
(9) スポーツ・健康まちづくり	54
5. 国家戦略特区制度等との連携	56
(1) 「スーパーシティ」構想の早期実現	56
(2) 国家戦略特区の推進	56
(3) 総合特区の推進	57
VI. 地方創生に向けた多様な支援（「地方創生版・三本の矢」）	58
1. 情報支援	58
(1) 地域経済分析システム（RESAS）	58
(2) 都市再生の見える化（i-都市再生）	58
2. 人材支援	58
(1) 地方創生人材支援制度	58
(2) 地方創生コンシェルジュ	59
(3) 地方創生カレッジ	59
3. 財政支援	59
(1) 地方創生関係交付金	59
(2) 地方財政措置	60
(3) 税制	60

I. 第1期における地方創生の現状等

1. 第1期の地方創生の取組

地方創生は、世界に先駆けて日本が直面する人口減少・少子高齢化という構造的課題について、その危機感を国・地域全体で広く共有したことを嚆矢^{こうしや}としており、人口減少・少子高齢化という課題に対し、政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、2014年9月、内閣にまち・ひと・しごと創生本部が設置された。

同年12月には、2060年に1億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定）」（以下「長期ビジョン」という。）を策定するとともに、その下で、5か年の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた、第1期（2015年度から2019年度まで）の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定した。第1期「総合戦略」では、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」及び「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」を4つの基本目標とし、取組を進めてきた。

また、国のこうした枠組を踏まえ、地方公共団体において、「地方人口ビジョン」並びに「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、これらを合わせて「地方版総合戦略」という。）が策定され、全国各地において、各地域の実情に即した具体的な取組が行われてきたところであり、国としては、こうした意欲と熱意のある地域の取組を、情報、人材及び財政の3つの側面から支援（「地方創生版・三本の矢」）してきた。

第1期の5年間で、それぞれの地域の特色を活かした取組が進められてきた結果、地方創生の意識や取組は確実に根付いてきているものの、地方公共団体によって成果や対応に違いが見られる。また、過度な東京一極集中の是正など、引き続き取り組むべき課題があることを認識する必要がある。

2. 地方創生をめぐる現状認識

（1）人口減少・少子高齢化

我が国の人口は、2008年をピークに減少局面に入っており、2018年10月1日現在の人口推計⁽¹⁾によると、我が国の総人口は1億2,644万3千人で、前年に比べ26万3千人の減少と、8年連続の減少となっている。65歳以上の高齢者人口は3,557万8千人、総人口に占める割合（高齢化率）は28.1%と最高を記録し、我が国の高齢化は、世界的に見ても空前の速度と規模で進行している。

また、合計特殊出生率は2005年に最低の1.26を記録した後上昇傾向となり、

⁽¹⁾ 総務省「人口推計（平成30年10月1日現在）」（2019年4月12日公表）。

2014 年には 1.42、2015 年には 1.45 まで上昇したものの、2018 年には 1.42 となっている。一方、団塊ジュニア世代が 40 代になる中、年間出生数は 100 万 4 千人（2014 年）から 91 万 8 千人（2018 年）となっており、全国的な出生数の減少が続いている。⁽²⁾

このように、我が国における将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況であり、取組の強化が求められる。

人口減少・少子高齢化に伴い、生産年齢人口は、2014 年から 2018 年までの 4 年間で、全国では 7,785 万人（2014 年 10 月 1 日時点）から 7,545 万人（2018 年 10 月 1 日時点）へと 240 万人減少しているところ、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）を除く地方における生産年齢人口の減少が著しい（5,475 万人（2014 年 10 月 1 日時点）から 5,232 万人（2018 年 10 月 1 日時点）へと 243 万人の減少）⁽³⁾。こうした中で、就業者数はむしろ増加しており（6,371 万人（2014 年）から 6,664 万人（2018 年）へと 293 万人の増加）⁽⁴⁾、全体的な人口減少を女性や高齢者の社会進出が補っている状態である。少子高齢化は、人口減少そのものだけでなく、均衡ある人口構成による地域の持続可能性を確保する観点からも課題である。

（２）東京一極集中の継続

全国的な景気回復が続く中で、東京圏への転入超過数は、いわゆるバブル経済の崩壊後のピークである 15 万 5 千人（2007 年）に比べると少なく抑えられているものの、依然として一極集中の傾向が続いており、2018 年には日本人移動者で見て 13 万 6 千人の転入超過（23 年連続）を記録した（転出者数 35 万 5 千人に対し転入者数 49 万 1 千人）⁽⁵⁾。このような中で、2018 年の東京圏の人口は 3,658 万 3 千人となり、全人口の約 3 割が集中している⁽⁶⁾。このように、東京一極集中に歯止めがかかるような状況とはなっていない。

東京圏への転入超過数の大半は若年層であり、2018 年は 15～19 歳（2 万 7 千人）と 20～29 歳（9 万 9 千人）を合わせて 12 万人を超えている⁽⁷⁾ほか、近年は女性の転入超過数が増加傾向にあることにも留意が必要である。

また、こうした地方から東京圏への人口移動により、全国的な出生数の減少が続く中、全国に占める東京圏の出生数の割合は増加傾向にある（2014 年には 28.5%であったが、2018 年には 29.2%となっている。）⁽⁸⁾。このように地方とのつながりが弱い者が増加することにも留意が必要である。

（３）地域経済の現状

⁽²⁾ 厚生労働省「平成 30 年（2018）人口動態統計月報年計（概数）」（2019 年 6 月 7 日公表）。

⁽³⁾ 総務省「人口推計（平成 30 年 10 月 1 日現在）」（2019 年 4 月 12 日公表）。

⁽⁴⁾ 総務省「労働力調査（基本集計）」（2019 年 2 月 1 日公表）。

⁽⁵⁾ 総務省「住民基本台帳人口移動報告平成 30 年（2018 年）結果」（2019 年 1 月 31 日公表）。

⁽⁶⁾ 総務省「人口推計（平成 30 年 10 月 1 日現在）」（2019 年 4 月 12 日公表）。

⁽⁷⁾ 総務省「住民基本台帳人口移動報告平成 30 年（2018 年）結果」（2019 年 1 月 31 日公表）。

⁽⁸⁾ 厚生労働省「平成 30 年（2018）人口動態統計月報年計（概数）」（2019 年 6 月 7 日公表）より内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において集計。

近年の地域の経済動向を見ると、完全失業率は全ての都道府県で改善し、有効求人倍率は、史上初めて全ての都道府県で1倍を超え、時間当たりの賃金もほぼ全ての都道府県で上昇するなど、雇用・所得環境の改善が続いている。

一方、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、地方によっては経済環境に厳しいところも見られる。消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が生じている。また、今後、高齢化及び人口減少が更に進展することに伴い、労働供給の停滞が地域経済の制約となる可能性がある。地方において大多数を占める中小企業は、大企業と比べて人手不足感が高まっていることにも留意が必要である。

他方で、アジアを中心とする中間層の拡大等を背景として、インバウンド需要が拡大している。訪日外国人旅行者数は、2018年に3,119万人となり、6年連続で過去最高を更新している⁽⁹⁾ほか、2018年の訪日外国人旅行消費額は4兆5千億円を超えた⁽¹⁰⁾。また、農林水産物・食品⁽¹¹⁾の輸出額は6年連続で過去最高を更新し、2018年には9,000億円を超えた⁽¹²⁾。こうした海外の活力を地方創生に取り込むという観点も重要である。

3. 地方創生に関連する将来の見通し

2040年頃までの将来の社会・経済状況を展望すると、以下のような地方創生に関連する出来事が予定されているほか、趨勢^{すうし}の変化等が見込まれている。

短期的には、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び2025年の大阪・関西万博といった国際的なイベントの開催が予定されている。この間、政府としては、幼児教育・保育の無償化（2019年10月から）や高等教育の無償化（2020年4月から）といった子育てに係る費用負担の軽減、5Gの商用サービスの開始（2020年から）等を予定しているところである。

中長期的には、人口減少・少子高齢化が進む。特に、2017年の日本の将来推計人口（出生中位（死亡中位））⁽¹³⁾では、65歳以上の高齢者人口は、団塊ジュニア世代が高齢者になった後の2042年にピークを迎えるとされており、これに伴い、社会保障給付費の対GDP比の上昇が懸念されている⁽¹⁴⁾。さらに、人口の地域的偏在も加速し、2050年には、全国の約半数の地域で人口が50%以上減少し（2015年対比）、うち2割では無居住化が発生するとされている⁽¹⁵⁾。

技術革新の面では、IoTやAIなどの情報通信技術について、その進展のスピード

⁽⁹⁾ 日本政府観光局。

⁽¹⁰⁾ 観光庁「訪日外国人消費動向調査」。

⁽¹¹⁾ 農林水産物・食品には「農産物（加工食品、畜産品、穀物等、野菜・果物等、その他農産物）」、「林産物」、「水産物（水産物（調製品除く）、水産調製品）」が含まれる。

⁽¹²⁾ 農林水産省「農林水産物輸出入概況（2018年）」。

⁽¹³⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（2017年4月10日公表）。

⁽¹⁴⁾ 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（2018年5月21日公表）。

⁽¹⁵⁾ 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等より、国土交通省国土政策局において1kmメッシュベースの人口増減を作成したもの。

が更に高まるとされている⁽¹⁶⁾。これに伴い、定型的業務に就く就業者数が減少するとともに価値創造業務（技術が必要な職種、人間的な付加価値を求められる職種）の必要性が高まり、就業構造の変化が生じるとされている⁽¹⁷⁾。

また、リニア中央新幹線の開業（品川・名古屋間：2027 年、名古屋・大阪間：2045 年から最大 8 年間前倒し）が予定されていることから、三大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、国内各地間の移動時間が劇的に短くなることで、時間と場所に縛られない新たなビジネススタイル・ライフスタイルが生まれる可能性があるとしている⁽¹⁸⁾。

⁽¹⁶⁾ 情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT 新時代の未来づくり検討委員会「未来をつかむ TECH 戦略」（平成 30 年 8 月）。

⁽¹⁷⁾ 厚生労働省「平成 29 年版 労働経済の分析」（平成 29 年 9 月）。

⁽¹⁸⁾ 国土交通省 スーパー・メガリージョン構想検討会 最終とりまとめ「人口減少にうちかつスーパー・メガリージョンの形成に向けて～時間と場所からの解放による新たな価値創造～」（令和元年 5 月）。

Ⅱ. 第２期に向けての基本的な考え方

本年は、地方創生における５か年の第１期「総合戦略」の最終年であり、また、３０年余り続いた「平成」が終わり、「令和」という新たな時代が始まった、象徴的な年である。来年度からの第２期（２０２０～２０２４年度）の地方創生は、「令和時代の地方創生」としての新たな飛躍に向けた第一歩でなくてはならない。そこで、第１期の総仕上げと併せて、現在と将来の社会的変化を見据えながら、第２期「総合戦略」の策定を進めることとする。

第２期「総合戦略」の策定に向けた検討を行うため、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下、学識経験者、経済団体、地方公共団体など様々な有識者からなる「第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、第１期の検証と併せて、これからの５年間の変化のみならず、さらに中長期の社会・経済状況の変化を見据え、直近に行うべき取組について議論を重ねた。議論に当たっては、現場での先導的な取組を含め、多様な関係者や専門家からのヒアリングや意見交換も行った。このような「有識者会議」での議論や、各種のヒアリング等により得られた知見等を踏まえ、第２期「総合戦略」においては、次の考え方で地方創生の更なる充実・強化に臨むこととする。

１. 全体の枠組

地方創生は、中長期の人口の推移など、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策である。第１期で根付いた地方創生の意識や取組を２０２０年度以降にも継続し、「継続を力にする」という姿勢で、次のステップに向けて歩みを確かなものとする。このため、「長期ビジョン」の下に今後５年間の基本目標や施策を「総合戦略」に掲げて実行する現行の枠組を引き続き維持し、第２期「総合戦略」を策定し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいく。この際、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって、関係省庁との連携をより一層強化する。

２. 検証を踏まえた検討の方向性

第２期「総合戦略」においては、第１期の検証を踏まえ、現行の４つの基本目標と、情報支援・人材支援・財政支援という「地方創生版・三本の矢」の支援の枠組を基本的に維持しつつ、必要な見直しを行うこととする。第１期の取組のうち、その本格的な実施と成果の横展開を進めるべきものと、更に改善・強化すべきものを明確にして、取組を進める。横展開に当たっては、事業の結果だけでなく、取組のプロセス等に応じたより丁寧な情報提供に取り組む。

（１）４つの基本目標

現行の4つの基本目標については基本的に維持しつつ、「3. 第2期における新たな視点」も踏まえ、必要な見直しを行う。特に、現時点では効果が十分に発現するまでに至っていない「地方への新しいひとの流れをつくる」及び「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、その取組の強化を行う。

「地方への新しいひとの流れをつくる」は、過度な東京一極集中の是正を目的としている。もとより、東京は引き続き我が国の成長のエンジンとしての役割を果たすとともに、世界をリードする国際都市として発展していくことが重要である。しかしながら、過度な東京一極集中は、首都直下地震など災害のリスク管理の面や集積のメリットを超えた生活環境の面での問題を生じさせるとともに、地方における担い手不足を招くことなどから、その是正は喫緊の課題である。

第1期の基本目標のKPIである「2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡」については達成が難しい状況にあるが、東京一極集中の要因について更に検証・分析を進め、民間企業との連携や、直接的な移転や移住のみならず将来にわたりこの流れを大きなものとする取組も含め、転出入均衡に向け、あらゆる施策を総動員していく。

また、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」については、第1期「総合戦略」の策定後、子ども・子育て本部、一億総活躍推進室、働き方改革実現推進室が設置されるなど、政府内での施策の推進体制が整えられている。幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化といった子育てに係る費用負担の軽減や、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現などの働き方改革が新たに進められているところであり、子ども・子育て本部などの組織とまち・ひと・しごと創生本部が一体となって取組を進める。さらに、少子化対策に加え、誰もが活躍できる地域社会の構築も重要な柱として加える方向で、基本目標の検討を行う。

(2) 「まち」「ひと」「しごと」の好循環

第1期「総合戦略」においては、まず、「しごと」を起点とし、地方の「しごと」が「ひと」を呼び、「まち」が活性化することを基本戦略としてきた。現在の課題の解決に当たっては、好循環を確立する取組が求められることから、地域資源を活かした「しごと」をつくり、地方の「平均所得の向上」を実現することが重要である。加えて、第2期「総合戦略」においては、地域の特性に応じて、「しごと」起点と合わせ、「ひと」起点、「まち」起点という多様なアプローチを柔軟に行うことが重要である。

(3) 5つの政策原則

地方創生を確実に実現するための5つの政策原則（「自立性」「将来性」「地域性」「直接性」「結果重視」）については、引き続き重要な考えとして位置付けることとする上で、「連携」の位置付けをより明確化していく。また、地域住民の巻き込みを含めた産官学金労言士をはじめとする多様な関係者との連携、政策間連携、地域間

連携を進める。ただし、「自立性」については、Society5.0⁽¹⁹⁾実現に向けた社会実験等の取組を阻害しないよう、取扱いを検討する必要がある。

（４）情報支援・人材支援・財政支援（「地方創生版・三本の矢」）

各地方公共団体における自主的・主体的な地方創生の充実・強化を図るため、引き続き、情報支援・人材支援・財政支援の「地方創生版・三本の矢」で地方公共団体を強力に支援する。政策立案に当たっては、EBPM⁽²⁰⁾の考えの下、PDCA⁽²¹⁾サイクルを確立する視点から、地域経済分析システム（RESAS）の活用等により、データに基づく分析を踏まえた施策の実施を推進する。また、人材支援については、地方公共団体に対して民間の専門人材を派遣する新たな仕組みを検討する。さらに、地方創生関係交付金については、第２期「総合戦略」を強力に推進するため、これまでの活用実績の効果検証を行うとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論や地方公共団体の意見等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。あわせて、意欲はあるがこれからの取組が期待される地方公共団体に対し、優良事例の横展開やアウトリーチ支援の充実を図る。

３．第２期における新たな視点

第２期においては、４つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を進める。

（１）地方へのひと・資金の流れを強化する

第１期で取り組んでいる地方移住を直接促す取組に加え、地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組む。このような取組は、地方のみならず、東京圏にとっても意義があるものと考えられる。この実施に当たっては、個人の主体的な活動に加えて、民間における取組を後押しする環境整備のための仕組みを検討する。あわせて、これらと地方公共団体等との連携を深める仕組みを検討する。

さらに、地方創生を進めるためには、熱意と意欲のある取組を進めるための資金が必要であることから、志ある企業や個人による地方への寄附・投資等や地域金融機関による地方創生の取組への積極的な関与を促すことにより、地方への資金の流れを強化する。

⁽¹⁹⁾ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会（「科学技術イノベーション総合戦略 2016」（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定））。

⁽²⁰⁾ Evidence-Based Policy Making の略。

⁽²¹⁾ PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

（２）新しい時代の流れを力にする

将来の社会・経済状況の変化として、情報通信技術など Society5.0 の実現に向けた技術（以下「未来技術」という。）の進展や、アジアをはじめとする中間層・富裕層の拡大等を背景とした消費や観光の需要の更なる高まりなどが見通される。また、直近では、2019 年のラグビーワールドカップ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び 2025 年の大阪・関西万博の開催が予定されている。こうしたことから、地方が世界と直接結びつく機会が増大しており、「地方から世界へ」という観点も持った上で、地方創生を実現していくことが重要である。

また、未来技術は、少子高齢化・人口減少の課題の最前線にある地方においてこそ、ピンチをチャンスに変える力を持っている。各々の地域特性に応じて有効に活用することで、単に直面する課題に対処するだけではなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、魅力を向上させるものと期待される。地方創生においては、未来技術をまち・ひと・しごと創生の横断分野として位置付け、これを強力に推進していく。

さらに、第２期の地方創生においては、持続可能な開発目標（SDGs）⁽²²⁾ の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、SDGs を原動力とした地方創生の推進に向け、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーにおける一層の浸透・主流化を図る。その上で、全国の地方公共団体等が地域課題解決に向けた取組を推進するに当たり、経済・社会及び環境の統合的向上に取り組むことで相乗効果を創出することが期待されることから、多様なステークホルダーの連携による地方創生 SDGs に向けた「自律的好循環」の形成を進めていく。

（３）人材を育て活かす

地方創生は息の長い政策であり、中長期的にこれを支える人材が不可欠である。このため、地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、その掘り起こしや育成、活躍を地方創生の重要な柱として位置付け、取組を強化する。

（４）民間と協働する

第１期の地方創生では、産官学金労言士が連携しつつ、地方公共団体が主体となって取組を進めてきた。こうした中で、企業や住民、NPO などの民間の主体が地域づくりを担う好事例が増えてきたことから、今後はこうした民間の取組にも一層焦点を当てて地方創生の実現に取り組むことが重要である。このため、第２期においては、地方公共団体を主体とする取組に加え、民間の主体的な取組とも連携を強化することにより、地方創生を充実・強化する。

⁽²²⁾ Sustainable Development Goals の略であり、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標。また、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28 年 12 月 22 日第 2 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）において、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGs を主流化することとされており、実施のための主要原則の 1 つに「包摂性」が示されている。

(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

人口減少や少子高齢化が進行する中で、我が国が成長を続けるとともに、活気あふれる地域をつくるためには、女性、高齢者、障害者、ひきこもり、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現することが重要である。すなわち、一人一人が、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会の実現が求められている。こうした地域社会を実現するためには、共助、互助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合うコミュニティの形成が重要となる。このようなつながりや場の形成は、新しい発想やビジネスを生み出す力としても期待される。

なお、特に大都市圏においては、今後、高齢者数の増大が顕著になると見込まれることを踏まえ、対応を検討する必要がある。

(6) 地域経営の視点で取り組む

地域の強みを最大限に活用して地域外市場から稼ぐ力を高め、域内において効率的な経済循環を創り出す。東京等との地域格差の改善等に向け、地域における魅力的で多様な雇用機会の創出と所得の向上を実現する。そのためには、地域経営の視点を持ち、地域の経済社会構造全体を俯瞰^{ふかん}して、中長期的なビジョンに基づく地域マネジメントに取り組む必要がある。

この際、地域経済を牽引^{けん}する企業の競争力強化や中小企業の生産性向上、ストック活用・マネジメント強化、地域内のエネルギー・循環資源等の利活用推進など、サービスの生産性向上や投資の効率化に向けた多様な取組を進めることが求められる。

Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組

前述の基本的な考え方を踏まえた第一歩として、主に第2期の初年度に当たる2020年度において、第1期の取組の本格化と併せて、以下のような取組を推進する。

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、 これを支える人材を育て活かす

各地域における地方創生の取組を加速化するため、地方公共団体に加え、企業やNPOなどの地域づくりを担う様々な組織といった民間との協働を進める。また、あわせて、若者や女性にとって魅力的な地方のしごとづくりを行う。さらに、人材に焦点を当てた取組を強化する。

(1) 「地域人材支援戦略パッケージ」等による人材の地域展開

地域経済の主たる担い手である中小企業の生産性革命に引き続き強力に取り組む。特に、地方企業の成長に必要な人材ニーズを丁寧に掘り起こし、経営課題の解決に必要な人材支援を行っている「プロフェッショナル人材戦略拠点」の取組強化を含め、地域への人材還流を一層促進するため、こうした人材マッチング機能の抜本的拡充を図る「地域人材支援戦略パッケージ」に集中的に取り組む。具体的には、①人材の受け手側について、地域金融機関等の参画による先導的な事業の検討など地域企業の人材ニーズ発掘強化、②送り手側について、多様な形態での人材送り出しに協力する東京圏の企業の開拓・連携強化等を通じて、常駐だけでなく、副業・兼業も含めた地域への多様な人材供給を大幅に拡大する。

また、創業支援と地域企業における事業承継対策を推進する。

(2) 新たなビジネスモデルの構築等による地域経済の発展

Society5.0の実現に向けた技術（未来技術）の活用等による新たなビジネスモデル等を構築し、地域企業の生産性向上と魅力的な雇用機会の創出を進める。特に、地域経済において中核的な役割を果たす企業の発掘・成長に対する重点的な支援、大学等とも連携した地域発のイノベーションの創出、地域のシーズ等を活用した創業の活性化、地域商社の取組拡大などを進める。

(3) 「海外から稼ぐ」地方創生

人口減少による人手不足が顕在化する中、日EU・EPAやTPP11の協定発効、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的なイベントの開催等を好機と捉え、地域が海外を含めた域外から稼ぎ、域内での効率的な経済循環を実現することが重要である。各地方「ならでは」の特色ある農林水産業や、豊かな食文化を強みの1つとする観光業は、欧米・アジア諸国の旺盛な消費需要を取り込むこ

とができる地域の成長産業と位置付けられる。農林水産業と観光業等の戦略的連携により、農林水産物や伝統工芸品などの地元産品、古民家などの歴史的・文化資源等を活用し、一次産品や加工品の輸出を通じた海外現地での需要開拓（アウトバウンド）と、訪日外国人の拡大と地方への誘客による地域内消費獲得（インバウンド）の2つを地方創生の成長エンジンとし、対日直接投資との連携も含めた「海外から稼ぐ」地域の取組を関係省庁が一丸となって支援する。

（４）地方創生を担う組織との協働

NPO、企業など、地域づくりを担う様々な組織についての位置付けを明確化し、移住支援や起業支援などの取組内容等に応じて類型化・見える化するとともに、支援する仕組みの構築を検討する。このことにより、地方創生に取り組む団体の活動を加速化し、あわせて、全国的なネットワークの構築を通じた組織間の連携を促すとともに、優れた取組の横展開を推進する。また、地方創生に取り組む企業に対する表彰制度など、企業の地方創生の取組を誘発する仕組みを検討する。

（５）高等学校・大学等における人材育成

「キラリと光る地方大学づくり」により、地域の新たな産業を切り拓くような若者の育成の取組等を強力に進める。また、選挙権年齢や民法⁽²³⁾上の成年年齢の18歳への引下げなどもあり、高等学校段階は将来の人生の選択を考える重要な時期になっていることから、将来地域を支える人材を育成する上では、文章や情報を正確に読み解き、対話する力などの基盤的な力を確実に身に付けさせるとともに、高等学校段階で地域を知り、愛着を持つ機会を創出することが重要である。このため、遠隔教育などの未来技術を活用した学習の幅の拡大、学習機会の確保等による教育の質の向上を図るとともに、高等学校等における「ふるさと教育」などの地域課題の解決等を通じた探究的な学び、地域留学、グローバル人材育成など、地方創生のための取組を推進する。

２．地方への新しいひとの流れをつくる

第1期における、「キラリと光る地方大学づくり」、UIJターンによる起業・就業者創出をはじめとする「わくわく地方生活実現政策パッケージ」、サテライトオフィスやテレワークの活用推進などの取組の本格化に加え、地方への資金の流れの強化にも留意し、以下の施策に取り組む。

（１）地方への企業の本社機能移転の強化

過度な東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用の創出を図るため、地方拠点強化税制を措置しているところである。東京から地方への企業の本社機能

⁽²³⁾ 明治29年法律第89号。

移転等の加速化に向けて、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討する。

(2) 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流

志ある企業が寄附を通じて地方創生の取組を応援する地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、企業と地方公共団体の連携を強化するための支援策として効果的なものである。また、企業が地方創生の推進に寄与することは、企業価値の向上にもつながると期待される。今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する。

(3) 政府関係機関の地方移転

「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「移転基本方針」という。）等に基づき、中央省庁及び研究機関・研修機関等の移転を着実に進め、これを契機として、地方創生の進展につなげていく。また、ICT を活用したサテライトオフィスの取組を進め、中央省庁の職員の地方での勤務を促進する方策を検討する。

(4) 「関係人口」の創出・拡大

東京などの都市部の住民が「関係人口」として地方とつながりをつくることは、地方の住民との交流等を通じた日々の生活における更なる成長や自己実現の機会などをもたらすとともに、地方の活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待され、都市部と地方との双方にとって意義があるものと考えられる。このため、複数地域での居住・就業も含めて、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に向け、地域との関わりを求める都市住民等と地域のニーズとのマッチング支援や、地域と人材をつなぐコーディネーターの設置などの環境整備など、総合的な方策について検討する。

また、若年層を中心に地域での就業への関心が高まりつつある中、東京などの都市部の人材による地方における事業活動への関わりを拡大・深化させることも重要である。このため、移住・就業だけではなく、副業・兼業も含めた多様な形態を通じて都市部の人材を地域企業に展開・還流する地域人材支援事業に集中的に取り組む。

(5) 地方公共団体への民間人材派遣

小規模な市町村に国家公務員等を派遣する地方創生人材支援制度に取り組んでいるが、地方公共団体が新たなプロジェクトに取り組むに当たっては、情報通信技術や観光などの専門的な知識が求められることが多い。このため、特定のプロジェクトを推進する観点から、民間企業等の協力を得て、地方公共団体に対して専門人

材を派遣する新たな仕組みの構築を検討する。

(6) 地方の暮らしの情報発信の強化

様々なライフスタイルが志向されるようになってきている中で、就職においても、しごとを選ぶというだけでなく、しごとを含めた暮らしを選ぶという観点が重要になってきている。一方、現状では、東京発の情報が多く、地方発の情報が十分に届いていない状況にある。こうしたことを踏まえ、通勤時間、可処分所得、住宅コストなどの地方の暮らしに係る情報を、データに基づき、的確かつ東京も含めて比較可能な形で発信することを通じて、就職時、移住時に適切な情報を基にした選択に資するなど、地方の魅力の情報発信に向け、総合的に取り組む。

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、女性、高齢者、障害者、ひきこもり、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会の実現に取り組む。

(1) 個々人の希望をかなえる少子化対策

政府全体として、少子化社会対策基本法⁽²⁴⁾に基づく少子化社会対策大綱に掲げられた少子化対策を総合的に推進する。例えば、保育の受け皿確保・整備や保育士等の処遇改善などの子育て支援策の充実、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現などの働き方改革等に引き続き取り組んでいく。また、幼児教育・保育の無償化や低所得者世帯に対する高等教育の無償化により、経済的負担の軽減に向けた取組を強化する。さらに、「第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会」において新たな大綱の策定に向けた検討を進める。

こうした取組とも連携しつつ、地方創生の観点からは、各地方公共団体が、子育てのサポート体制、働き方、住環境などの地域ごとの課題を明確化し、これに対応した地域ごとの取組を展開する「地域アプローチ」による少子化対策について、強化を図る。

(2) 女性、高齢者、障害者、外国人等が共生するまちづくり

年齢や障害の有無等を問わず、誰もが交流できる多世代交流の場づくりや、能力を活かしてコミュニティの中で活躍できる新しい働き方の確立など、誰もが居場所と役割を持ち、つながりを持って支え合うコミュニティづくりに向けた取組を総合的に推進する。

このため、地域のニーズを踏まえ、制度の縦割りによる弊害が生じないようこれ

⁽²⁴⁾ 平成15年法律第133号。

らの施策を組み合わせた仕組みを検討するなど、こうしたコミュニティの運営が安定的・継続的に図られるような取組を検討する。

また、女性・高齢者などの新規就業支援の取組や、在外の親日外国人材の地方公共団体との円滑なマッチング、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を引き続き支援する。

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

厳しい財政状況や人手不足の中、魅力的なまちづくりと安定的な住民サービスの提供を持続するには、従来の方法だけでは一定の限界がある。このため、選択と集中、効率性の向上など、地域経営の視点に立った、新しい柔軟な発想での持続可能な地域づくりを推進する。その際、地域の取組をマネジメントする人材や観光地域づくり法人⁽²⁵⁾をはじめとする推進組織の確保・育成を重点的に行う。

(1) 交流を支え、生み出す地域づくり

人口減少などの制約条件下にあっても成長を継続するためには、新たな価値を生む原動力となる交流を支え、生み出す地域づくりを進めることが重要である。

具体的には、人口増に伴い市街地が拡大してきた高度成長期型のまちづくりを、人口減少時代に対応したものへと転換するため、中心市街地、郊外住宅地、中山間地域等の地域特性に応じて、コンパクト化とネットワークの形成に取り組む。中枢中核都市については、地域資源が一定程度集積している強みを活かしつつ、都市再生に民間投資を呼び込み多様な都市機能を充実し、東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮するための機能強化を図る。

また、まちなかに、ひとが集まる動機と居心地の良さがあり、歩きたくなるひと中心の空間を創出する。このことにより、多様な主体の交流によるイノベーションの創出を期待する。

さらに、人口減少が進む中にあっても、将来にわたって行政サービスを効率的・効果的に提供するため、連携中枢都市圏の形成をはじめとする地域間連携に取り組む。

加えて、エネルギー、資源循環、生物多様性など様々な切り口から資金とひとの流れを生み出し、持続可能なビジネス・地域づくりを行う地域循環共生圏の具現化を進める。

(2) マネジメントによる高付加価値化

地域社会で必要とされる公共施設等の再編等と財政健全化を両立させるため、遊休施設、空き店舗、空き家などの地域資源を、企業、住民等が時間・空間で共用化

⁽²⁵⁾ DMO (Destination Management/Marketing Organization) の呼称。

するシェアリングエコノミーを積極的に導入するなど、既存ストックの徹底活用を進める。

また、公共空間を民間ビジネス等の場に開放し、民間空間の防災・減災等の公的利活用を図るなど、都市空間の用途混在や多機能化を実現する官民ボーダーレス化に取り組む。

なお、こうした観点から、空き家や公的不動産の利活用など、PPP/PFI 等によるストック活用を徹底的に行うための仕組みの強化を図る⁽²⁶⁾。あわせて、古民家などの埋もれた地域資源について、他用途での活用を図るなど、外国人をはじめとする新たな目線で価値を再発見し創出するための取組を推進する。

(3) Society5.0 の実現に向けた技術の活用

Society5.0 の実現に向けた技術（未来技術）を「まち」「ひと」「しごと」の各分野に活用して具体的な課題解決や地域の発展を目指す地域による取組を支援するとともに、関係省庁による連携体制を整備する。

また、5G・光ファイバなどの次世代情報通信インフラの早期整備、医療・教育などの様々な分野での ICT 利活用推進、交通と宿泊等の関連する複合的なサービスを 1 つのシームレスかつ一体的なサービスとして提供する MaaS⁽²⁷⁾、さらには市民生活やインフラ管理の高度化・効率化、施設立地の最適化等により課題解決を加速化させるスマートシティなど、様々な分野での取組を進める。

なお、各地域に合った形での未来技術の実装に向け、データや知識の地方での活用や、デジタル人材などの専門技術を持った人材の育成・確保等も併せて推進する。

(4) スポーツ・健康まちづくりの推進

本年秋にはラグビーワールドカップ、第 2 期がスタートする 2020 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、スポーツへの関心が高まるとともに、海外から訪れる多くの方が日本各地に足を運ぶことが期待される。この絶好の機会を逃すことなく、地域の更なる活性化に取り組む必要がある。

また、地域でのスポーツツーリズムの開発や集客力を有するスタジアム・アリーナなどの施設、情報発信力、ひとや企業をつなげるハブ機能を有するプロスポーツチーム等の有効利用による地域経済活性化のほか、スポーツを通じて健康増進を図ることも重要である。

2020 年を契機に「スポーツ・健康まちづくり」を更に推進するため、関係省庁が連携する新たな枠組を設けることにより、これまで進められてきた取組を発展させるとともに、必要な環境整備に向けて、具体的な目標の設定等を検討する。

⁽²⁶⁾ 空き家の用途転用の柔軟化等による住宅団地の再生、農地付き空き家を活用した移住促進、PPP/PFI による公的不動産の利活用を通じて「多世代共生型のまち」への転換を図る「地域再生法の一部を改正する法律案」を国会に提出したところである。

⁽²⁷⁾ Mobility as a Service の略。鉄道・バスなどを一体的に検索・予約・決済できるシステム。

5. 連携施策等

（１）地方創生に向けた国家戦略特区制度等の推進

地域経済の活性化を一層推進していくためには、地域・民間の創意工夫を活かすとともに、特区制度の活用を含め、規制改革に取り組むことが必要である。

特に、国家戦略特区制度については、遠隔服薬指導のより柔軟な実施や外国人起業家の円滑なスタートアップ等に向けて必要な制度改革等に取り組むなど、引き続き、残された岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を加速的に進める。

また、国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現や、地域限定型のサンドボックス制度の創設等を図る。⁽²⁸⁾

さらに、総合特区制度については、引き続き規制の特例措置、財政・税制・金融上の支援措置の活用を促進する。

（２）規制改革、地方分権改革との連携

規制改革推進会議と連携し、地域資源を効率的・効果的に利活用していくため、「規制改革実施計画」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）で示された、農業分野、水産分野、金融分野等の地方創生強化のための規制・制度改革の事項を着実に実施し、規制・制度改革に精力的に取り組んでいく。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤であることから、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

（３）東日本大震災の被災地域における地方創生の加速化

東日本大震災の被災地域においては、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（平成 31 年 3 月 8 日閣議決定）を踏まえ、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指し、地方創生施策の加速化に向けた検討を進め、第 2 期「総合戦略」に反映させる。

（４）国土強靱化等との連携

地域経済の活性化のためには、人々が安心して住み続けられるまちづくりが必要であり、国土強靱化など、安全・安心に関する取組と連携することが重要である。

⁽²⁸⁾ 「スーパーシティ」構想の実現や、自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用など、高度で革新的な近未来技術に関する実証実験を迅速・円滑に実施する地域限定型のサンドボックス制度の創設等を内容とする「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を国会に提出したところである。

また、過度な東京一極集中の是正は、災害対応という観点からも重要であり、東京と地方が連携して地域経済の好循環をつくり出すことが求められる。民間企業にとっても、地域への拠点展開を通じた BCP や多様な人材の確保等により持続可能な経営を進めることは、中長期的な経済合理性にも資すると考えられる。

さらに、国土保全の観点も踏まえ、東京圏をはじめとする大都市から、水源地域、有人国境離島を含めた中山間地域、大規模自然災害の被災地に至る、あらゆる地域における地域課題の解決に向けた取組を推進することも重要である。

こうした観点も含め、関係省庁間で連携し、国土強靱化をはじめとする安全・安心に向けた取組を推進する。

IV. 国と地方の総合戦略の策定等について

本年は、第１期「総合戦略」における最終年であり、地方創生の実現にとって、極めて重要な１年である。

国は、第１期「総合戦略」の成果と課題を検証し、総仕上げに取り組むとともに、第２期に向けた検討を行い、年内に、「長期ビジョン」について必要な改訂を行うとともに、第２期「総合戦略」を策定する。

「長期ビジョン」については、現在の人口等の見通しが第１期の当初時点における推計と大きく乖^{かい}離していないことや、外国人については長期にわたる出入国の状況を見通すことが困難であることを踏まえ、時点修正など必要な検討を行う。「地方人口ビジョン」については、中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で必要な見直しを検討することが求められる。

また、第２期「総合戦略」については、第１期「総合戦略」の検証等を踏まえて、地方・東京圏の転出入均衡をはじめとする基本目標、各施策のKPIの設定について引き続き検討を行い、適切なKPIの設定に努めるとともに、これに基づき定期的に検証を行うことにより、より効果的・効率的な地方創生の実現を追求することが必要である。

地方においても、国の「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めることが求められることから、各地方公共団体においては、現行の「地方版総合戦略」を検証し、次期「地方版総合戦略」の策定を進める必要がある。その策定に当たっては、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、幅広い年齢層の住民をはじめ、産官学金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることも重要である。また、策定に当たっては、経済圏域における取組なども視野に入れ、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要がある。

国は、地方公共団体における次期「地方版総合戦略」の策定や「地方人口ビジョン」の改訂に資するよう、国における「長期ビジョン」や第２期「総合戦略」の検討状況に関する情報提供を行うなど、必要な支援を行うこととする。

V. 各分野の施策の推進

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、 これを支える人材を育て活かす

(1) 強靱な地域経済社会システムの確立と地域への人材展開の強化

<概要>

それぞれの地域の強みを活かして稼ぐ力を高めるため、地域において中核的な役割を果たす企業を中心に、その生産性の向上を図るなど、競争力の強化を後押しする。また、継続的な地域発のイノベーション促進とその中における地域の支援機関の役割の強化、地域経済の主たる担い手である中小企業の生産性向上に取り組み、地域経済の好循環を作り出す。

また、働き手不足が深刻な地域において、労働者の満足度、高い生産性の双方を実現していくような働き方や、副業・兼業を含めた産業人材流動化、女性・高齢者や無業者を含む全てのひとの多様なライフスタイルや制約に応じた働き方の実現等に取り組み、人手不足の解消を図る。

地域に貢献する経済活動を行う企業の行動の見える化により、消費者の行動選択に資する情報提供を行うなど、地方創生に取り組む企業行動を誘発する。

【具体的取組】

◎地域の未来につながる地域経済牽引事業の促進

- ・地域未来牽引企業等の地域経済を牽引する事業を行う者に対して、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）⁽²⁹⁾をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例などの支援策を重点投入する。

◎地域経済牽引事業の担い手となる地域中核企業の発掘・支援

- ・地域経済牽引事業の担い手となる地域中核企業を発掘・支援するため、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家からなる「グローバル・ネットワーク協議会」を活用しつつ、パートナー候補企業や大学等による連携体制の構築支援や、事業化戦略の立案、技術開発、販路開拓等への支援を実施する。
- ・地域の成長には地域経済とグローバル市場を直結させることが重要であることを踏まえ、地域中核企業のシーズを活かした地域発のイノベーションを促進するため、グローバル市場を見据えた事業展開の戦略策定や販路開拓等を支援する。また、地域経済への波及効果を高めるために、地方公共団体とも連携しつつ、地域にひとを呼び込む魅力的なコンテンツづくりを行うサービス業等の地域中核企業の取組を支援する。
- ・地域中核企業支援を行う支援機関（産業振興センター、公設試験研究機関（公設試）、大学、民間コンサルタント等）について、ネットワークを強化するとともに、地域中核企業のシーズの新たな活用や販路開拓などの効果的な支援内容の横展開を図る。

⁽²⁹⁾ 平成 19 年法律第 40 号。

◎地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上と収益力強化

- ・ 地域経済を支える中小企業において、設備投資や IT 導入などを推進し、新たなビジネスモデルの創出、新商品・サービスの開発、業務プロセスの改善等を図り、労働生産性の飛躍的向上を実現する。人口集積が生産性に大きな影響を与えるサービス産業においても、IT 活用を通じた稼働率の向上や域外需要の取り込み等により、人口減少という生産性向上の制約を乗り越える。このため、新たな製品・サービス開発のための設備投資の支援や、地方公共団体の判断により固定資産税をゼロにできる制度を通じた負担軽減、販路開拓の支援、IT 導入支援など、中小企業の生産性革命を実現する施策に取り組む。
- ・ 農産品をはじめとする地域資源のブランド化や安定的・効率的なサプライチェーンによる高付加価値化を通じた市場開拓を行う地域商社事業の取組が拡大しつつある状況を捉え、ノウハウの横展開による更なる地域商社事業の創出、地域商社間の連携による広域展開等に対する支援を行う。加えて、地域商社に対する銀行の議決権保有制限（いわゆる 5 %ルール）の規制改革を進めることで、地域金融機関による地域商社事業への資金供給の環境整備を図る。
- ・ 地域の中小企業経営者及び金融機関を含む支援機関の人材育成と、実践的な経営課題解決ノウハウを共有するコミュニティ形成のため、地域の中小企業経営者と金融機関などの支援機関に対し、ビジネスの課題解決を共同で学習・実践する場を提供することを検討する。

◎「地域人材支援戦略パッケージ」による新たな経営人材還流の促進

- ・ 「地域人材支援戦略パッケージ」に集中的に取り組み、地域の中堅・中小企業の経営課題解決に必要な人材マッチングを抜本的に強化する。具体的には、人材支援に関する基盤的事業として、各道府県に設置している「プロフェッショナル人材戦略拠点」における経営相談体制の強化等により、地域企業等の即戦力人材ニーズを掘り起こし、副業・兼業による対応を含めた最適なソリューションを提供する。これに加え、地域金融機関等のノウハウを活用した地域企業に対する経営支援と人材ニーズの発掘を行う先導的な事業の検討を行うとともに、東京圏の企業を中心に副業・兼業などの多様な形態での地域への人材の送り出しに協力する企業の開拓・連携強化、セミナー等を通じた多様な働き方に対する意識醸成等を通じて人材マッチングを大幅に拡大する。

◎産業人材の流動化

- ・ 民間主導で行われている、「新現役交流会」（主として首都圏の一部の地域金融機関が関与し、その取引先企業等と、中小企業等の経営支援に意欲ある大企業 OB・OG が、一堂に会して行われる面談・マッチング）を地域の中小企業の人材確保、地方への新しいひとの流れにつなげていくため、経済団体の協力を得て、大企業 OB・OG のリストを充実する。また、開催実績のない地域の地域金融機関が地方公共団体と連携して開催する場合には、引き続き地方創生推進交付金を活用した支援を行うとともに、全国の地域金融機関に広く周知して横展開を図る。
- ・ 中核人材確保のためのノウハウを普及させることで、中小企業の中核人材確保の支援を促進する。

- ・地方創生インターンシップ等を通じた若年層の地域での生活・就業体験を促進し、人材関連の民間企業等とも連携しつつ、地域企業へのUIJターン就職の機会拡大や地元定着の推進を図る。

◎企業・消費者等を巻き込んだ地方創生の取組促進

- ・企業活動を通じた地域経済への貢献や地域社会コミュニティにおける社会的活動などの地方創生に積極的に取り組む企業の活動について情報の見える化の手法を検討し、地方創生に資する活動の横展開や、地方創生に取り組む企業を選好する消費者の地域経済社会システム循環を支えるような消費行動を促す。
- ・各省庁の地方支分部局は、所管する業務に係る地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、強靱な地域経済社会システムの形成に向けた連携を推進する。

(2) 新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築

＜概要＞

地域の産業、大学及び市民を巻き込み、地域資源を活用した持続的なイノベーションエコシステムの構築に取り組むとともに、活発な創業・事業承継を通じて地域産業の活性化と新陳代謝を図る。その際、必要に応じ海外や国内の先進拠点との連携を図る。また、社会的事業の更なる促進に向けた環境整備や未来技術の活用等により、地域課題解決や担い手不足の解消、地域企業の生産性向上等を図る。

地域金融機関には、事業への有益なアドバイスとファイナンスを通じて、地域経済の活性化に貢献するなど、各地域の地方創生の取組への一層積極的な関与を求めていく。

農林水産業については、農林水産物・食品の輸出促進、6次産業化・農商工連携等により成長産業化を図る。

【具体的取組】

◎地域発のイノベーションの継続的な創出の促進

- ・地域におけるイノベーションエコシステムを強化するため、公設試や大学等によるオープンイノベーション・プラットフォームを構築し、イノベーションの拠点形成を促進する。その際、海外や国内の先進拠点との人材交流や共同プロジェクト等に向けたネットワーク形成を図る。
- ・大学と地方公共団体の連携の下、事業化経験を持つ人材を活用しながら、地域が有する特徴ある資源を核とした事業化を目指す取組を支援することで、地域経済の活性化に寄与する。加えて、地方公共団体が抱える社会課題を地域内外の大学等の科学技術イノベーションにより解決する取組の支援を通じて、地域における新たな産業創出や価値創造、社会変革につなげる。
- ・地方において専門職大学・専門職短期大学・専門職学科を開設し、産業界や地域社会と連携した、我が国の成長分野の専門職業人養成や地域産業を担う人材養成の場をつくることにより、産業構造の転換や就業構造等の変化に対

応しつつ地方の産業を支える専門職業人を養成する。

◎創業の促進

- ・産業競争力強化法⁽³⁰⁾に基づいて市区町村が作成する「創業支援等事業計画」を国が認定し、本計画に基づいて行われる創業支援体制の整備や創業に関する普及啓発を行う事業について、支援を充実させる。また、融資や税制面の優遇などの資金面での支援も行う。あわせて、地域において、成長性の高い事業を創業する者を生み出すため、先進的かつモデルとなり得る創業支援事業等を支援する。

◎地域経済循環創造事業交付金の積極的活用

- ・産学官の連携により、地域金融機関からの融資等と併せて、地域資源を活かした創業や既存事業の新分野展開を後押しする地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）の活用について、先進事例集の作成や地方公共団体、地域金融機関、起業家等への周知を強力に進め、地方創生を推進する。

◎事業承継の促進

- ・昨年抜本拡充された法人の事業承継税制や本年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10 年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。事業承継ニーズ掘り起こしのため各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとし、地域に密着し、より細かい地域単位で専門家派遣などの支援を行う「プッシュ型事業承継支援」の強化を図る。また、引き続き、事業引継ぎ支援センターとプロフェッショナル人材戦略拠点が連携したモデル事業を実施する。

◎地域課題の担い手としての社会的事業の推進

- ・地域において社会的事業に取り組む事業者が、社会的課題の解決・地域コミュニティの利益確保などの社会的事業を第一義的な目的としながら、収益確保を通じて持続的な事業に取り組みやすくするために必要な社会性の認証を得られる制度の検討を行う。
- ・都道府県が支援を行う地方創生起業支援事業について、引き続き地方創生推進交付金を活用して支援を行うとともに、人材育成の観点から地方創生カレッジ事業におけるソーシャルビジネス起業講座の提供を通じて、地域課題の担い手不足を解消し、民の力を活用した持続的な地域課題解決の促進を図る。
- ・地域におけるオープンイノベーション創出の場となるリビングラボの形成について地域における官民産学の連携を後押しする。

◎Society5.0 による生産性向上と新たな産業創出

- ・未来技術を活用する企業を含め、地域中核企業の候補（地域未来^{けん} 牽引企業）に対し、地域未来投資促進法等により重点的に支援する。
- ・将来、地域経済の活性化の担い手となる先端技術を活用したスタートアップ企業の創出や成長のため、シード期の研究開発型ベンチャーの事業化を支援する。
- ・地域の課題解決に向け、IoT・AI を活用して新事業を創出・活性化したいというニーズに応えるための解決検討の場づくりとして「地方版 IoT 推進ラ

⁽³⁰⁾ 平成 25 年法律第 98 号。

ポ」を選定・支援する。

- ・先端技術による作業の自動化、ICTによる熟練農家の技術継承、センシングデータの活用・解析による高度な農業経営等を実現するとともに、農業の競争力強化を図る「スマート農業」を推進する。また、農業関連データの連携・共有等を可能とする農業データ連携基盤（WAGRI）を加工・流通・消費にまで拡大した「スマートフードチェーン」を構築する。
- ・VR・ARなどの最新技術を活用した新しい観光コンテンツの開拓・育成、AIチャットボット等を活用した観光案内所の情報発信機能の強化及び多言語音声翻訳等を活用した観光振興、味・嗜好の定量分析を活用した地域産品の魅力発信やインバウンド振興に取り組む。
- ・地方における生産性向上や訪日外国人旅行者の消費喚起促進・利便性向上等のため、統一QRコードの実用化に向けた事業者対応を図るなど、キャッシュレス決済の利用環境の整備を推進する。
- ・小規模不動産特定共同事業者によるクラウドファンディングや全国版空き家・空き地バンクの活用による空き家等の有効活用を推進する。

◎リスク性資金供給の充実

- ・地域金融機関には、政府系金融機関や株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）などの政府系機関、機関投資家等と連携して、リスク性資金を供給する取組を促していく。また、地域の中核企業等の資本調達ニーズに応えられるよう、中長期的かつ自律的に資金を供給する環境整備を促すため、地域商社を含む地域活性化事業、事業承継、事業再生等をより円滑に行う観点から銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の見直しを行い、地域経済・企業の発展を牽引する目的で地域金融機関がリスクを引き受けることを一定の範囲で認める規制改革を進める。

◎農林水産業の成長産業化

- ・農林水産業の成長産業化を図るため、地方公共団体、農業協同組合などの関係団体間の連携を強化しつつ、農林水産物・食品の輸出促進、日本の食文化・食産業の海外展開などの需要フロンティアの拡大、6次産業化・農商工連携などのバリューチェーンの構築等を推進する。
- ・6次産業化の推進のため、農林漁業者が異業種と協働で取り組む一次加工や、加工・直売と農泊等が連携した取組等についても促進を図る。

◎人・農地プランの実質化の推進

- ・地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させるため、後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握し、これにより担い手への農地の集約化の将来方針を定める人・農地プランの実質化の取組を推進し、施設整備などの支援策もプラン実質化に取り組む地域に重点化する。

◎森林の経営管理の集積・集約化の推進

- ・2018年5月に成立した森林経営管理法⁽³¹⁾に基づき、経営管理が適切に行われていない森林について、森林環境譲与税も活用しつつ、その経営管理を市町村や意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化し、適切な経営管理を行う取組を推進する。

⁽³¹⁾ 平成30年法律第35号。

◎所有者不明農地等の利活用

- ・ 2018 年 5 月に改正された農業経営基盤強化促進法⁽³²⁾等に基づき、所有者不明農地について、農業委員会による、判明している共有者への働きかけや不明者の探索等を通じ、担い手への利用権設定を進め、その利用促進を図る。
- ・ 森林経営管理法に基づき、森林所有者の全部又は一部が不明な森林について、一定の手続により市町村に経営管理権を設定し、その経営管理の集積・集約化を図る。

◎農林漁業と商工業の連携を通じた地方創生の推進

- ・ 農林漁業関係団体と商工業関係団体が連携・協力して行う農商工連携、6 次産業化、販路開拓、観光振興、地域コミュニティの維持発展等に向けた取組について、地域の実情に配慮しつつ、地域レベルでの取組を更に推進する。

◎農福連携の全国的な推進

- ・ 農福連携の取組拡大のため、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備の充実、農林水産研修所や農業大学校等を活用した農業版ジョブコーチなどの専門人材の育成、農業・福祉双方のニーズのマッチングを支援するシステムの構築等を進める。
- ・ 農福連携への関心を高め、産業界や消費者等を巻き込んだ国民的運動として農福連携の取組を全国的に広く展開するため、各界関係者が参加するコンソーシアムを設置し、戦略的なプロモーションを実施する。
- ・ 「農福連携等推進会議」の取りまとめに基づき、関係省庁の連携を強化し、総合的な政策パッケージで農福連携等の取組への支援を行っていく。

◎農業を担う多様な人材の育成

- ・ 中高年のセカンドキャリアとしての就農促進や農福連携の推進等を図るため、地域の多様な人材育成ニーズに応える総合的な教育機関として、農業大学校等の機能を強化するとともに、農業経営・技能の発展を支えるサポート人材を確保する。また、女性が働きやすい農業の実現に向け、地域の課題に取り組む女性農業者の育成や、農業経営体の意識の改革を進める。

(3)「海外から稼ぐ」地方創生

<概要>

各地方の特色ある農林水産業や観光業は、欧米・アジア諸国等の旺盛な消費需要を取り込むことができる地域の成長産業と位置付けられる。

日 EU・EPA や TPP11 の協定発効、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的なイベントの開催等を好機と捉え、農林水産業と観光業等の戦略的連携により、農林水産物や伝統工芸品などの地元産品、古民家などの歴史的・文化資源等を活用し、地元産品の輸出を通じた海外販路開拓と、訪日外国人の拡大・地方への誘客によるインバウンド需要獲得の好循環を創出し、「海外から稼ぐ」地域の取組について、対日直接投資の促進も踏まえ、関係省庁が連携して推進する。

【具体的取組】

⁽³²⁾ 昭和 55 年法律第 65 号。

◎「海外から稼ぐ」地方創生

- ・地域の成長産業である農林水産業・観光業等の戦略的連携を通じて、農林水産物や伝統工芸品などの地元産品、古民家などの歴史的・文化資源等を活用し、アウトバウンドとインバウンドの好循環を創出し、地方が「海外から稼ぐ」力を強化する取組に対して、関係省庁一体となった支援体制を構築し、地方創生推進交付金、地域未来投資促進法に基づく税制措置・補助金、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）や日本政府観光局による情報提供、リスクマネーの提供などの関連施策を総動員して伴走支援を行う。また、地方公共団体等による地方創生の取組における外国人材の知見・ノウハウの活用について検討する。その際、海外からの投資の呼び込みが地元産品の海外販路開拓等に資する案件については、対日直接投資関連施策の活用も一体的に進める。
- ・地域の放送局、地方公共団体、産業界が連携して、地域の魅力を外国人の視点で取り上げる放送コンテンツを海外の放送局と共同制作し、海外で放送する取組を支援することで、地域への訪日観光客の増加や地域産業の海外展開の促進、これらを通じた地方創生を図る。
- ・「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」（平成 31 年 4 月 16 日対日直接投資推進会議決定）に基づき、外国企業誘致戦略が明確化した地方公共団体が行う誘致活動に対する支援の充実、JETRO による支援体制の強化及びインバウンド観光需要の取り込みや農林水産品の輸出促進との連携強化を図る。また、地域への誘致成功事例の発信による外国企業との協業・連携機運の醸成や我が国のビジネス環境の更なる改善に向けた取組を進める。
- ・地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信する Regional Business Conference を、外国企業誘致に積極的な地域で開催する。

（４）観光地域づくり・ブランディング等の推進

<概要>

観光立国・観光先進国の実現に向け、地域の個性を活かした魅力ある観光地域づくりを推進し、その地域の魅力を効果的に発信するために、観光地経営の視点に立った観光地域づくりやブランディングの中心となる観光地域づくり法人の形成・育成を加速させていく。また、古民家などの地域資源の魅力を高める取組を推進する。

文化財保護法⁽³³⁾に基づき、文化財の総合的かつ計画的な保存・活用を着実に進めるとともに、地域における文化財を活用した地域活性化の推進に取り組む。また、地域におけるインバウンドに対応した新たな文化観光拠点の整備等に取り組むことで、日本文化の発信をより一層推進する。

【具体的取組】

◎観光地域づくり法人を核とする観光地域づくり・ブランディングの推進

- ・2020 年までに「世界水準の DMO（先駆的インバウンド型 DMO）」を 100 組織形成するために、「世界水準の DMO」に関する詳細な制度設計について検討する

⁽³³⁾ 昭和 25 年法律第 214 号。

とともに、以下の情報支援・人材支援・財政支援を実施し、全国的な取組水準の引上げを図る。

- ・情報支援については、「DMO ネット」により、観光地域づくり法人の業務効率化を支援するとともに、観光地域づくり法人の活動をサポートできる民間事業者や人材とのマッチング、観光地域づくり法人間の連携を効率的に進めていく。また、日本政府観光局によるコンサルティング支援やプロモーションノウハウの提供を促進する。
- ・人材支援については、海外での先行事例から得られる知見も取り入れた人材育成や地方創生カレッジとの連携を推進する。
- ・財政支援については、広域周遊観光促進のための観光地域支援事業等による支援に加え、新たに、「世界水準のDMO」の形成を促進するための観光地域づくり法人の体制強化や観光地域づくり法人と連携したコンテンツ造成の取組に対する支援を行っていく。

◎古民家などの歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- ・古民家などの歴史的資源を宿泊施設等に活用し地域の活性化につなげる取組を、重要伝統的建造物群保存地区や歴史的風致維持向上計画認定都市、農山漁村地域を中心に2020年までに全国200地域で展開する。
- ・「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」によるコンサルティングを継続的に実施するほか、城泊や寺泊などの、泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツを開拓する取組を進める。また、料理人と農泊地域とのマッチング支援等に取り組むことに加え、古民家等の活用についてのキャッチアップセミナーの開催、研修プログラムの拡充等により実践的な人材育成支援を行うほか、SNSなどのオンライン・メディアも活用して海外へ強力に情報発信する。さらに、農泊に取り組む地域のインバウンド受入環境の整備や経営能力向上のための支援等を通じ、農山漁村の所得向上と活性化を実現する。あわせて、古民家活用をめぐる各種規制について、連携推進チームで得られた知見を活かし、円滑な運用等を促進していく。

◎文化財等の総合的かつ計画的な保存・活用による地域活性化

- ・文化財を総合的かつ計画的に保存・活用する取組を積極的に支援するとともに、文化資源の文化的価値を活かした活用モデルの構築を実施する。
- ・訪日外国人を含めた旅行者の満足度向上に資するため、「日本博」を契機とした観光コンテンツを全国各地で創成・展開、日本遺産認定地域等の磨き上げや「Living History（生きた歴史体感プログラム）」の推進、文化財に関する解説の分かりやすい多言語化、空港等におけるクローン技術・VR等の先端技術を駆使した日本文化の魅力発信など地方誘客による地域活性化の好循環を創出する。
- ・我が国が誇る伝統芸能や「わざ」の国内外への発信など、文化財の活用を支援する。あわせて、地域活性化の核となる文化財の確実な保存・継承を図るため、文化財の防火・防災・防犯対策などの支援を行う。

◎地域におけるインバウンドに対応した新たな文化観光拠点の整備等

- ・国等の名品を展示するなど地方博物館の特色ある取組及びインバウンドに対応した文化観光拠点を整備する新たな枠組の検討等を進め、日本文化の発信等を図る。
- ・国際博物館会議（ICOM）京都大会2019を契機として地域の博物館の機能強

化を進めるとともに、コレクションの充実や見える化等に取り組むなど文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による人材、知識等の好循環の創出を図る。

◎ジオパークなど、インバウンドにも対応した新たな自然観光地域づくり

- ・世界遺産やジオパーク、ユネスコエコパーク（Biosphere Reserve）、ラムサール条約登録湿地など、国際的な制度により登録・認定された自然豊かな地域を保全しつつ、その特性を活かして積極的に活用することにより、インバウンドにもアピールする自然観光地域づくりを展開する。

◎地域のブランディングの支援

- ・官民含めた地域全体のブランディングの動きを支えるため、模倣品の排除に有効な商標権の取得・活用を推進するため、以下の取組を進める。
 - 地域のニーズを踏まえた迅速な商標審査のための体制強化
 - 地域の公益団体等に係る商標権の活用を促進するための商標法⁽³⁴⁾改正及び改正内容の周知
 - 地域の商標権に関する活用事例集等を利用した成功事例の横展開
 - 地域ブランドの魅力を発信する地域ブランド総選挙の開催

（５）地方創生を担う人材・組織の育成

<概要>

地方創生の取組を更に深化し、広げていくためには、地域住民等で構成される地域運営組織や地域商社といった組織等や、こうした組織等の支援を行う中間支援組織の役割が重要である。このような地域の担い手となる組織を地方創生のための重要な主体として位置付け、地方創生を担う「ひとづくり」や、企業をはじめとする民間が主体となる取組を推進する。

【具体的取組】

◎地方創生を担う多様な組織の見える化と支援

- ・地方創生を担う全国の様々な組織等を取組内容等に応じて類型化し、見える化を図ることにより、各地域で活躍する組織等の全国的なネットワークを構築する。見える化に当たっては、取組内容の分野別に組織等を登録する仕組み及びこれらの組織等に対する支援の在り方について検討する。
- ・都道府県をまたいで広域的に活動する中間支援組織等については、個別の地方公共団体からの支援は難しい側面もあると考えられることから、広域的に活動する優れた中間支援組織等に対する支援の在り方について検討する。

◎公務員の地域での活躍の促進

- ・民間における動向も踏まえ、国家公務員の副業・兼業については、その許可基準の明確化が行われたところであり、地方で勤務する者も含め、国家公務員の地域での活躍のための副業・兼業を推進する。
- ・地方創生の取組を担い得る地方公務員の活躍の場を更に広げるため、地方公務員の副業・兼業に関する実態等を調査し、収集した事例等について地方公共団体等に周知を図ること等により、地方公務員の更なる活躍のための環境整備を図る。

⁽³⁴⁾ 昭和 34 年法律第 127 号。

◎将来の「地元」を担う人材育成の基盤の強化

- ・地域の産業や文化等への理解を深める「ふるさと教育」などの地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組など、高等学校が地元市町村・企業等と連携する取組を推進する。
- ・大学が地方公共団体や産業界と組織的に連携し、地域のシンクタンクとして機能する取組や、地域課題解決を担う人材育成に向けたリカレント教育のための取組のほか、高校生に対する教育への協力などの高大連携の取組を推進する。

◎地方創生を担う「ひとづくり」のための多様な主体の連携

- ・公民館や社会教育主事など社会教育関係の施設・人材をはじめ、青年会議所、商工会議所・商工会、農業協同組合、社会福祉協議会など、既存の組織やひとが連携し地域の人材の育成や活用を進めるための取組を推進する。
- ・住民参加の地域づくりのコーディネーターとして社会教育主事等の専門人材を域外から任用して、多様な主体と連携しつつ「ひとづくり」を通じた地域活性化を推進するための新たな方策について、「地域おこし協力隊」、「地域おこし企業人」などの支援の仕組みも参考にしつつ検討する。
- ・地域の人材や資源等をつなぐ人材の専門性が適切に評価されるよう、2020年度から始まる社会教育士の活用等を図る。

(6) 高等学校等における人材育成

<概要>

「キラリと光る地方大学づくり」による若者の育成の取組に加えて、高等学校等において、地域への課題意識や貢献意識を持ち、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることのできる人材等を育成するため、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進する。また、その実現のため、地域と高等学校の協働によるコンソーシアムの構築や、中間支援組織に対する支援、地域と高等学校をつなぐコーディネーターの育成など、地域との協働による高等学校改革を総合的に推進する。

【具体的取組】

◎地域との協働による高等学校教育改革の推進

- ・高等学校が、市町村、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進し、将来、地域において地域ならではの新しい価値を創造する人材や、グローバルな視点を持ってコミュニティを支える地域のリーダーとなる人材、専門的な知識・技術を身に付け地域や産業界に求められる人材等の育成を強化する。
- ・また、生徒が地域課題の解決等を通じた探究的な学びを大学等において継続するための進路実現に向けた学習支援体制の構築や、大学等への接続も見据えた一貫プログラムの開発等を推進する。
- ・高等学校は多くの場合が都道府県等により設置・運営がなされているが、地域に必要な人材を育成する観点からは市町村が学校運営の重要な意思決定に関与することが重要であるため、高等学校を核とした地方創生に取り組む高

等学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の委員に、市町村長又は市町村教育長等の参画を促進するなど、実質的に市町村が高等学校の運営に参画できるような協働体制の構築を推進する。

◎地域・高校魅力化コンソーシアム（仮称）の設置促進

- ・高校生の地域での活動・学習機会を充実させるとともに、地域留学などの新しいひとの流れの創出など、「関係人口」を含む地域を担う次代の人材の育成を推進する観点から、「地域・高校魅力化コンソーシアム（仮称）」の設置を促進する。
- ・その際、当該コンソーシアムと高等学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働本部が連携・協働するなど、高等学校に関する地域の関係機関が一体となって関わる在り方について検討する。
- ・また、当該コンソーシアムの立上げ及び運営支援や職員研修、ファンドレイジングの共通基盤の構築・提供等を実施する中間支援組織に対しての支援の在り方も併せて検討し、機能の充実を図る。

◎高等学校と地域をつなぐ人材の育成等

- ・高等学校と地域をつなぐコーディネーターの在り方について検討し、必要な資質能力や役割等を明確化するとともに、配置・活用に向けた方策について検討することにより、その育成を推進する。
- ・さらに、大学等における養成プログラムの開発を推進するとともに、大学等が実施する社会教育主事講習、教員免許更新講習などの既存の研修制度等との連携等の強化や、ICTを活用した柔軟な受講形態の設定等により、コーディネーターを志す者の受講の機会拡大を図る。

◎グローバル人材の育成

- ・高等学校等での、地域における多様なグローバル人材の育成や外国人留学生の受入れを促進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学、受入れ、交流などのグローバル人材育成に資する取組を効果的に促進する。

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

（1）地方への企業の本社機能移転の強化

<概要>

地方拠点強化税制の利用促進に向け、企業等への周知活動を強化する。また、東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討する。

【具体的取組】

◎事業者等に対する情報提供等

- ・地方拠点強化税制の利用促進のため、引き続き、本制度についてより広く周知を図っていく。
- ・本社機能の移転等を検討している事業者に対して、都道府県等と協力し、引き続き、事業計画策定のための情報提供や策定支援を行っていく。

◎地方拠点強化の加速策の検討

- ・東京一極集中に歯止めがかかっていない状況を踏まえ、東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討し、年内に成案を得る。

(2) 政府関係機関の地方移転

<概要>

「総合戦略」、「移転基本方針」、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「地方移転にかかる今後の取組」という。）等に基づき、中央省庁及び研究機関・研修機関等の移転の取組を進める。

【具体的取組】

◎政府関係機関移転の推進

- ・研究機関・研修機関等の地方移転については、それぞれの取組について、関係者間で共同して作成した具体的な展開を明確にした5年程度の年次プランに基づき、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた着実な取組を進める。
- ・中央省庁の地方移転について、文化庁については、引き続き、遅くとも2021年度中を目指すとする京都への本格的な移転に向け機能強化を図るとともに、京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進める。
- ・消費者庁については、2017年7月に徳島県において開設した「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県を実証フィールドとした新たな分析・研究プロジェクト等を実施する取組を進め、成果をあげてきた。この成果を踏まえた同オフィスの機能の充実と規模の拡大を見据え、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を2020年度に発足させるために必要な調整を進め、消費者行政を進化させるとともに地方創生に貢献していくことを目指す。
- ・総務省統計局については、2018年4月に和歌山県に開設した「統計データ利活用センター」において、オンサイト施設の運用を開始し、その普及を図るとともに、和歌山県と協力して統計データの利活用支援、人材育成、共同研究等に取り組む。
- ・特許庁、中小企業庁、観光庁及び気象庁については、「地方移転にかかる今後の取組」に基づき、具体的な取組を進める。
- ・ICTを活用した国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）については、「移転基本方針」に沿って、実証実験の試行・検討を進める。
- ・移転対象研究機関と地域企業の共同研究が始まるなど、既に移転の取組の成果が得られつつあることから、こうした成果の展開を図りつつ、地方創生推進交付金や地方大学の振興などの必要な施策を講じながら、これらの成果を地域イノベーションの進展等につなげていく。
- ・今後の政府関係機関の地方移転の取組については、有識者からの意見も考慮しつつ、政府において毎年適切にフォローアップを行い、2023年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う。

◎サテライトオフィスを活用した地方における中央省庁の機能発揮

- ・中央省庁のサテライトオフィスについて、地方で実施する必要性や効果が高いと考えられる業務について実施を進める。ICTを活用したサテライトオフィスに関する取組により、内閣府においては地方公共団体への地方創生の取組のアウトリーチ支援に取り組みつつ、さらに、中央省庁の職員が地方に居住（若しくは二地域居住）しながら中央における業務の一部を実施できる体制を整えることで、働き方改革にも寄与しながら、中央省庁の職員の地方での勤務を促進する方策を検討する。

（３）キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修

学・就業の促進

<概要>

地方の若者の減少や東京圏への転入超過の大半が若者であるなどの状況を踏まえ、第 196 回国会で成立した地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律⁽³⁵⁾に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度、東京 23 区内の大学の学部等の収容定員の抑制、地域における若者の雇用機会の創出等により、地域における若者の修学及び就業の促進に取り組む。

【具体的取組】

◎地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進

- ・首長のリーダーシップの下、産官学連携により、製造業や農林水産業、観光業、情報通信業、文化産業、スポーツ産業など、地域が定める中核的産業の振興や専門人材育成等を行う優れた取組を地方大学・地域産業創生交付金等により重点的に支援する。あわせて、国は当該取組に対し、専門的な知見を有する外部の有識者等による伴走支援を行う。これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における若者の雇用機会の創出を促進する。
- ・東京23区内の大学の学部等の収容定員の抑制については、引き続き適正な運用を確保する。

◎若者世代のUIJターンや地元定着を促進するための取組の推進

- ・地元企業等に就業した者の奨学金返還支援について、引き続き全国展開を図るため、事例集の周知等を通じた広報活動を強化する。また、支援制度の効果検証等を進め、更なる有効な方策について、年内を目途に検討を進める。
- ・東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置（廃校舎等の活用を含む。）についてマッチングシステムを構築する。

◎高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進

- ・実践的・創造的技術者を養成することを目的とする高等専門学校の高度化等を進めるとともに、大学・専門学校における地域課題や地域産業界のニーズに即した専門教育プログラムの開発、専門職大学等の開設により、実践的な職業教育を進める。

⁽³⁵⁾ 平成 30 年法律第 37 号。

(4) 地方移住の推進

<概要>

UIJ ターンによる起業・就業者を創出するため、地方創生推進交付金を活用し、地域における社会的課題を解決し、地方創生の動きを加速するような起業に要する事業資金に対する助成、移住者の移住に伴う経済負担を軽減するための取組、移住希望者と地方の中小企業等とのマッチングを支援する。

【具体的取組】

◎移住支援の抜本的強化

- ・東京圏からの UIJ ターンの促進及び地方の担い手不足対策として、東京 23 区在住者又は過疎地域などの条件不利地域を除く東京圏在住の東京 23 区通勤者が UIJ ターンして起業する又は中小企業等に就業する際に必要な支援を行う。具体的には、地域における社会的課題を解決し、地方創生の動きを加速するような起業と移住への支援を地方公共団体が行う場合、地方創生推進交付金を活用して、当該地方公共団体が起業者に対して最大 300 万円を支給できるよう取組を支援する。また、地域経済に波及効果を有し地方創生に資するものとして地方公共団体が選定する中小企業等への就業に伴う移住についても、同様に地方創生推進交付金の枠組を通じて、地方公共団体が移住者に対して最大 100 万円を支給できるよう、取組を支援する。

◎都道府県におけるマッチング支援事業のサポート

- ・東京圏から地方への UIJ ターンを促進するために、東京圏の求職者や移住希望者を対象として、地方の中小企業等の魅力を効果的に情報発信する都道府県の取組を支援する。具体的には、都道府県が、上記移住費用の支援と組み合わせる地方の中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトの開設・改修を行うことや、効果的な求人広告の作成支援等を行うことを、地方創生推進交付金により支援する。また、民間求人サイトの協力を得て、UIJ ターンを検討している求職者が全国の都道府県が開設したマッチングサイトの求人情報を一元的に検索できる枠組を構築していく。

◎地方移住希望者への支援体制

- ・移住に関する相談ニーズや利用者の要望に幅広く対応できるよう、「移住・交流情報ガーデン」において、各地方公共団体による夜間セミナー等や、各省庁と連携した取組等の充実を図るとともに、移住情報に加え、「関係人口」を創出・拡大する取組などの地域との関わり創出に向けた情報発信の強化を図るなど、利用者目線に立った移住関連情報の提供体制の強化を図る。

(5) 「関係人口」の創出・拡大

<概要>

地域外にあって、特定の地域への継続的な関心と交流を通じ、様々な形で地域を応援する「関係人口」を創出・拡大させていくため、個人や企業と地方との関係を深める取組を関係省庁が連携して推進する。

【具体的取組】

◎地域との多様な関わりの創出

- ・地域外の者が「関係人口」として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体をモデル的に支援する「関係人口創出・拡大事業」をはじめ、「サテライトオフィス・マッチング支援事業」、「地域おこし企業人交流プログラム」の推進等に取り組む。

◎「関係人口」創出・拡大のための環境整備

- ・「関係人口」の創出・拡大を図るため、広く「関係人口」を求めている地域と、地方に関心を有する都市住民とをつなぐ仕組みとして、各地域において、都市住民等を受け入れたい地域の掘り起こし、受入プログラムの策定や地域における受入体制の整備、都市部における地域の PR や地域とのマッチング、都市住民等と地域の人々が現地で交流する場の構築等の役割を担う人材である「関係案内人」や現地における地域住民とのつながりづくりや地域についての情報提供の拠点としての「関係案内所」といった「関係人口」を創出・拡大するための様々なコーディネート体制の構築を推進する。
- ・全国レベルにおいても、各地域における「関係案内所」、「関係案内人」などの取組に関する情報を共有し、ネットワーク化を図る仕組みなどについて検討を進め、年内を目途に成案を得る。
- ・二地域居住の促進等に向け、農地付き空き家を含む住まいに関する情報提供を充実する。
- ・東京圏などの都市住民等の間において、地方で副業・兼業を行うことにより、自らの能力を発揮できる場を求めつつ地域に貢献したいという人材と、外部人材を受け入れたい地域の中小企業等とを、地域の実情に即しながら、円滑にマッチングしていくためのコーディネート体制の在り方について検討を進め、年内を目途に成案を得る。

◎児童・生徒・学生を対象とした「関係人口」の創出・拡大

- ・子供の農山漁村体験の取組を引き続き推進する。
- ・地域の魅力ある高等学校等への地域外就学等を促進するため、それらの情報や魅力等の発信を強化するとともに、大学等で実施されている学生が地方と東京圏を相互に対流・交流する取組を高等学校段階に拡大するなど、東京圏の高等学校に入学した後、一定の期間を地方の高等学校で過ごすことができる仕組みの構築に向けて検討を行う。
- ・地方創生インターンシップについては、「地方創生インターンシップポータルサイト」や、地方公共団体と東京圏の大学等との緊密な連携体制の構築を促進する「地方創生インターンシップ推進プラットフォーム」を通じた情報集約・発信を行うとともに、地方企業におけるインターンシッププログラムの質の向上を図るための取組を進める。

◎東京 23 区等と全国各地域との連携の推進

- ・都市住民の全国各地域への関心を高めるとともに、地域間の相互理解や交流を深めるため、各地域の特産品の販路開拓などの産業振興や観光振興等を図る取組など、東京 23 区などの都市部と全国各地域が連携した取組を促進する。

(6) 子供の農山漁村体験の充実

<概要>

子供の農山漁村体験により、子供の生きる力を育むとともに、将来の地方へのUJターンの基礎を形成することが期待できる。また、受入地にとっても、自らの魅力の再発見と地域活性化に資する。

このため、児童生徒が一定期間農山漁村に滞在し、体験活動を行う子供の農山漁村交流の取組を一層体系的に推進し、これに必要な施策を関係省庁で連携して実施する。

【具体的取組】

◎子供の農山漁村体験の充実

- ・2024年度に、小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人が、農山漁村体験を行うことを目標に、子供の農山漁村体験の取組への支援を行う。具体的には、これらの学校において行われる長期（4泊5日等）の取組及び関連して一体として取り組む活動であって、将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした、地方創生に資する取組を、地方創生推進交付金により支援する。
- ・子供の農山漁村体験の拡大、定着を推進するため、小中学校の取組等について地方財政措置による支援を講ずるとともに、送り手側・受け手側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援する小中高校を対象としたモデル事業を実施し、横展開を図る。
- ・取組のサポート体制の構築のため、新たに子供農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入側の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築する。その際、教職員の負担軽減の観点から、サポート可能な教職員OB・OG、大学、地域ボランティア等のデータも付加することとし、教育委員会、大学などの関係機関に対してサポート人材に係るデータの収集に関する協力を依頼する。また、教育委員会等には新たなコーディネートシステムの活用について協力を依頼する。
- ・農山漁村体験の教育効果について、子供の保護者をはじめとする関係者の理解が得られるよう、政府による広報を展開する。
- ・学校等に対する普及啓発を図るとともに、子供の健全育成のための体験活動プログラムの充実・強化を図る。さらに、中学校や高等学校における農山漁村体験を実施する際の課題とその解決につながる事例や授業時間数確保の工夫事例の事例集を作成し、横展開を図る。
- ・農泊推進対策により整備した施設について、子供の農山漁村宿泊体験にも有効に活用する。
- ・自然公園等事業等を活用し、子供の自然体験にも資する施設整備を推進する。
- ・国立公園を含む農山漁村体験の受入地域における、研修会、セミナー等を通じたノウハウの取得・向上などの人材育成や体験プログラムの充実・強化を図る。

（7）地域おこし協力隊の拡充

＜概要＞

地域おこし協力隊の応募者の裾野を拡大することにより、隊員数の更なる拡

充を図るとともに、起業に加えて事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。

また、地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修やサポートデスクの充実等により隊員の円滑な活動を支援する。

【具体的取組】

◎地域おこし協力隊の更なる拡充

- ・メディアを通じた広報や、関係機関と連携した様々なチャネルによる周知を行い、シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者、「ふるさとワーキングホリデー」参加者など、応募者の裾野を拡大する。また、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を創出・拡大し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。
- ・隊員の起業に向けた支援を更に充実させるとともに、事業引継ぎ支援センターと連携し事業者と隊員とのマッチングを促進するなど事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。
- ・地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験する「おためし地域おこし協力隊」の導入により、隊員と受入地域、受入団体との円滑なマッチングを促進する。
- ・地域おこし協力隊員や受入団体からの相談に一元的に対応できる「地域おこし協力隊サポートデスク」を充実させるとともに、今後増える隊員 OB・OG をネットワーク化することにより、隊員の受入れ・サポート体制の強化を図る。

（８）地方生活の魅力等の情報発信

＜概要＞

過度な東京一極集中の是正に向けて、若者や女性等に対し地方生活の魅力を具体的に発信し、地方での豊かな暮らしや夢の実現等への国民的な気運の醸成を図ることが重要であるため、効果的・戦略的な情報発信を行う。

また、第２期に向けて、地方創生への関心や気運を高めていくため、経済団体、メディアとの連携強化を行う。

【具体的取組】

◎地方居住推進の国民的な気運の醸成に向けた効果的・戦略的な情報発信

- ・地方での豊かな暮らしや夢の実現等についての国民的な気運の醸成を図るため、テーマ・内容、ターゲット及び媒体を戦略的に選定した上で、地方への移住・就業支援の施策や地方生活の魅力についての情報発信を進める。情報発信に当たっては、通勤時間、可処分所得、住宅コストなどの地方の暮らしに係る情報を、データに基づき、的確かつ東京も含めて比較可能な形で、発信することを検討する。また、より効果的な広報が行えるよう、広報した結果（効果）について、把握の対象・方法を検討する。

◎第２期に向けた取組

- ・特に若者をターゲットとした「地方創生ワカモノ会合」を各地で実施し、第２期に向けて、地方創生への関心や気運を高めていく。
- ・第２期に向けて、更に経済団体、メディアとの連携を強化しつつ、各施策と

の連関性も確保する観点から、引き続き定期的に意見交換会を実施し、併せて施策の要望を受け付けるなどといった取組を行う。

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

(1) 個々人の希望をかなえる少子化対策

<概要>

出生率や出生率に関連の深い各種指標の状況は地域によって大きく異なっており、その要因や課題等にも地域差があると考えられることから、国全体の少子化対策に係る施策等も活用しつつ、各地方公共団体が地域の実情を踏まえて、結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるための地域ごとのオーダーメイドの取組を展開する「地域アプローチ」による少子化対策に取り組んでいく。

従前から推進してきた地域働き方改革を、子育て世代を応援するとの視点で更に強力に推進するとともに、地域コミュニティでの支え合い、まちの魅力向上、地域の潜在的な人材の活躍など、魅力あるまちづくりの視点での取組を推進する。

【具体的取組】

◎地域評価指標の整備と地域特性の見える化

- ・結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるとの観点から、地域ごとの強み・課題等を把握し、具体的な施策を検討することに資するよう、ワーク・ライフ・バランス、男女の就業に関する状況、子育てサポート基盤、まちなにぎわいなどの要素で地域特性が見える化できる「地域評価指標」の整備とその活用に向けて、必要な支援やインセンティブ方策について検討し、具体的な措置を講ずる。

◎意識改革・気運醸成

- ・地域で子育てを応援していくため、男女の協力をはじめ、地方公共団体と民間企業等の官民連携による地域一体となった地域の意識改革に向けた取組の推進に向けて、必要な検討を行う。

◎「地域アプローチ」による働き方改革の更なる推進

- ・これまで推進してきた働き方改革についてワンストップで「包括的支援」を行うための拠点の整備や、働き方改革アドバイザーを養成し企業に直接出向いて積極的に相談支援等を行う「アウトリーチ支援」等について、子育て世代を応援するとの観点から、その在り方の検討を行い、取組の強化を図る。
- ・男女が協力した家事・育児等を推進する観点から、先進的な取組を進めている企業の事例や、企業と地方公共団体等の協働による取組の事例等を収集・整理し、その横展開を図る。
- ・地域の若者が、地域の優良企業等の存在を認知し、多様な選択肢の中から就職先を選択できるよう、若者の採用や人材育成に積極的な企業や仕事と子育ての両立支援などの働き方改革に熱心な企業等について、国及び地方公共団体が連携して積極的な周知を行う。

- ・キャリア継続を支援する等の観点から、地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入を促すとともに、社員が結婚や配偶者の転勤などで転居が必要となった際に、転居先の同業他社で再就職ができるように支援する先駆的な取組について、普及を図る。

◎地域コミュニティによる支え合い・まちの魅力向上等

- ・子育て世代や子供の安心感、楽しさにつながるよう、地域の高齢者も含めて、誰もが居場所と役割を持つ支え合いのコミュニティづくりを推進する。
- ・子育てに感じる母親の負担等を地域のゆるやかな互助で支え合うなど、安心して子育てができ、多世代にとって快適で魅力的なまちをつくる「コミュニティマネジメント」の活動を推進するため、これらの活動の担い手の育成や、活動の拠点となる場づくりの支援の在り方を検討する。
- ・地域の潜在的な人材の活躍に資するよう、現在職に就いていない女性・高齢者等の掘り起こし、企業の職場環境改善や業務プロセスの見直し支援、マッチングなどの一連の取組を官民連携プラットフォームの下で行う都道府県の女性・高齢者等新規就業支援事業を一層促進するとともに、当該事業に関連した市町村等の関係機関の取組を促進する。
- ・サテライトオフィス、コワーキングスペースやテレワーク等による職住育近接のまちづくりを推進する。特に、住宅団地においては、空き家のシェアオフィス等への転用等を促進し、長距離通勤・片働きを前提とした職住分離・単機能のまちについて職住近接への転換と多機能化を図り、多世代共生型の地域づくりを推進する。

◎国の支援体制の強化等

- ・都道府県・市町村のニーズ等に応じて「地域アプローチ」による少子化対策を機動的に支援するため、関係省庁や有識者等からなる支援チームの形成も視野に入れ、必要な国の支援の在り方を検討する。

◎総合的な少子化対策の推進

- ・第198回通常国会において成立した、幼児教育・保育の無償化のための「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律⁽³⁶⁾」、真に支援が必要な低所得者世帯に対する高等教育の無償化のための「大学等における修学の支援に関する法律⁽³⁷⁾」により、経済的負担の軽減に向けた取組を強化する。
- ・「子ども・子育て支援新制度」等に基づき、保育の受け皿整備や保育士等の処遇改善をはじめ、引き続き幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図る。
- ・男性の家事・育児への参画促進、「ワーク・ライフ・バランス」や「女性の活躍」推進等の観点から、長時間労働の是正や、同一労働同一賃金の実現などの働き方改革を推進する。
- ・少子化社会対策基本法に基づく少子化社会対策大綱について、「第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会」において新たな大綱の策定に向けた検討を進め、引き続き総合的な少子化対策を推進する。

(2) 全世代・全員活躍まちづくりー「生涯活躍のまち」の更なる推

⁽³⁶⁾ 令和元年法律第7号。

⁽³⁷⁾ 令和元年法律第8号。

進等一

＜概要＞

誰もが居場所と役割を持ち、つながりを持って支え合うコミュニティ（「全世代・全員活躍まちづくり」）は、都市部、地方を問わず、地域に求められる重要な基盤であることから、その実現を目指し、誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくりや、コミュニティ運営を安定的に支える事業基盤の確立に向けた取組等を総合的に推進する。

また、「全世代・全員活躍まちづくり」の実現を図る観点から、これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、「地域のコミュニティ対策」や企業と連携した交流など新たな視点も取り込みつつ、更なる普及促進を図るとともに、今後の在り方について、引き続き検討を進める。

【具体的取組】

◎居場所と役割のあるコミュニティづくり

- ・年齢や障害の有無等を問わず誰もが交流できる地域共生型による多世代交流の場づくりやコミュニティとの関係も視野に入れた住まいの場づくりなどにより、制度の縦割りを超え、「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりを推進する。また、空き家、未利用農地など地域の遊休資産の徹底活用を図ることで、こうした取組の基盤づくりを推進する。
- ・誰もがその能力を活かしてコミュニティの中で活躍できる新しい働き方を推進するため、「全世代・全員活躍まちづくり」にふさわしい就業支援モデルの確立と普及を図る。その際、都市部の企業等の業務プロセスの見直しやICTの活用等により、地方のサテライトオフィス等で受託できる付加価値の高い仕事を増やす方策も含めて検討する。
- ・フレイル⁽³⁸⁾対策等も含めて、いつまでも健康で活躍できるモデルの普及や、コミュニティビジネスとも関連させた健康推進事業の普及を図る。
- ・障害者等による文化芸術活動について推進を図る。

◎コミュニティへのひとの流れづくり

- ・「関係人口」の創出・拡大に向けた取組の一環として、東京圏を中心とした人材と「全世代・全員活躍まちづくり」に取り組む地方公共団体とをつなぐ仕組みにより、地域との交流等による地域課題解決に貢献するモデルの普及やそのための基盤として企業と地方公共団体を効果的にマッチングさせるプラットフォームの構築等具体的な仕組みを検討する。

◎安定的な事業基盤の確立に向けた取組

- ・安定的・継続的にコミュニティの運営が図られるよう、地域再生推進法人を含むコミュニティ事業を担う中核的な法人への支援の在り方、マネジメント人材の確保、公的融資、銀行融資やクラウドファンディングの活用などの資金調達手法の在り方等について検討を行う。
- ・コミュニティにおける共生型・多機能型の事業の実施を前提に、例えば介護保険、障害者支援などの各種公的制度について、地域ニーズを踏まえた一体

⁽³⁸⁾ 要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

的運用を可能とするための方策について検討を行う。

- ・「互助の見える化」のためのツールとしての地域通貨など、地域内経済循環の仕組みの普及に向けて、必要な調査・研究を行う。

◎「生涯活躍のまち」の更なる推進に向けた支援等の強化

- ・都道府県ごとに広域アドバイザーを養成し、広域的な支援体制を構築すること等を通じて、取組に未着手の地方公共団体の新たな掘り起こし等を進める。
- ・都道府県におけるアドバイザーを活用した支援体制の強化を図るため、国において、アドバイザーの養成方法等について検討するとともに、質の高いアドバイザー研修を実施する。
- ・取組の推進意向のある地方公共団体に対し、政府において関係省庁と連携し、ニーズを踏まえつつフォローアップを行い、支援の強化を図る。
- ・「全世代・全員活躍まちづくり」の実現を図る観点から、これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、コミュニティ対策や企業と連携した移住に至らない都市部との交流など新たな視点も取り込みつつ、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。

(3) 地域共生社会の実現

<概要>

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、困難を抱える人を含め、一人一人の多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指す。

そのため、包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援する。

また、今後の医療・福祉ニーズの増大や多様化に対応するため、潜在有資格者（専門資格を持ちながら専門分野で就業していない者）の掘り起こしや、多様なキャリアパスの構築等を進める。

さらに、全ての人々が健康で生き生きと暮らしていけるよう、疾病・介護予防や健康増進に向けた取組を推進する。

【具体的取組】

◎地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律⁽³⁹⁾ 附則の規定に基づき、包括的な支援体制の全国的な整備を行うため、モデル事業における課題等の整理を十分に行う。この整理を踏まえ、本年5月に設置した検討会において、断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設を含め、取組強化に向けた検討を行う。
- ・「地域共生社会」の実現に当たり、2018年の改正後の生活困窮者自立支援法⁽⁴⁰⁾に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的

⁽³⁹⁾ 平成 29 年法律第 52 号。

⁽⁴⁰⁾ 平成 25 年法律第 105 号。

な支援体制の整備を推進する。

- ・民間の活力を社会的課題の解決に活用することにより、保健福祉分野において社会的事業の開発・普及を目指す。健康づくり、生活困窮者施策、児童福祉施策、地域コミュニティづくりなどの幅広い事業分野において、社会的インパクト投資の枠組を活用した社会的事業の試行的な実施を通じて、成果指標の設定などの環境整備を行うとともに、その課題や有効性の検証を実施する。
- ・高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉の両制度において 2018 年度に創設された共生型サービスを活用するなどして、地域の実情に合った多世代・多機能型の総合的な福祉サービスの実現を推進する。
- ・就労上の困難を抱える方の就労・社会参加をかなえるため、障害者就業・生活支援センターのノウハウの活用を通じ、障害があるとうかがわれる生活困窮者等への就労・定着支援の充実や他の就労支援機関との連携を進めるなど、包括的な支援体制を構築する。
- ・地域共生社会の実現に向け、福祉、農業、地方経済、観光といった多領域間の連携を組み込んだモデルなど地域共生社会に資する活動を実施する地方公共団体に対し、地域ニーズを踏まえた柔軟な財政支援の在り方を検討する。また、こうした地方公共団体に対し、引き続き「生涯活躍のまち」の枠組を活用するなどして地方創生推進交付金による支援を行う。

◎専門人材の機能強化・最大活用

- ・住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ、保健医療福祉の共通基礎課程の創設に向けた検討を行い、2021 年度を目途に実施を目指す。

◎疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

- ・民間企業や医療機関などとの協働の下、関係施策等と連携を図っている事例や、成果連動型の支払いの仕組みを活用している事例など、参考となる事例の周知や、効率的・効果的にスポーツを通じた健康増進の取組を実施するための関係機関の連携・協働体制の整備への支援等を通じて、各地域における取組を推進する。
- ・75 歳以上の高齢者に対する保健事業について、フレイル対策を含めきめ細やかな支援を充実させる。このため、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用する。また、市町村による保健事業と介護予防の一体的実施の全国展開に向け、国の特別調整交付金を活用して、医療専門職の市町村への配置等を支援する。

(4) 官民連携による女性・高齢者等の新規就業促進

<概要>

全世代・全員活躍の社会の実現に向け、誰もがその能力を活かし、本人の希望に応じて働くチャンスを得ることは極めて重要であるため、本年度から地方創生推進交付金により支援している「女性・高齢者等新規就業支援事業」について、未実施の都道府県への更なる普及促進を図り、無業者の掘り起こし等に

よる就業促進を図るとともに、施策の効果を一層向上させる観点から、「官民連携プラットフォーム」の枠組を最大限活用し、民間企業や市町村レベルでの取組との一層の連携促進を図る。

【具体的取組】

◎市町村、関係省庁施策との密接な連携推進

- ・「女性・高齢者等新規就業支援事業」について、未実施の都道府県への更なる普及促進を図り、無業者の掘り起こし等による就業促進を図るとともに、施策の効果を一層向上させる観点から、「官民連携プラットフォーム」の枠組を最大限活用し、コワーキングスペースやサテライトオフィスの設置など市町村や企業における関連する取組の推進を図る。
- ・また、各都道府県が事業を推進する中で、関係する各省庁の補助金・助成金等の施策を活用し、効果を高める観点から、各都道府県の事業と関連する情報を集約し、国から各都道府県に対して積極的な情報提供を行う。

◎取組の横展開、好事例の見える化

- ・各都道府県の取組状況、課題、好事例等を共有するとともに、官民連携を一層促進するため、国において関係者の連携・協議の場を設置するなど一層の支援を行う。

（５）多文化共生の地域づくり

＜概要＞

新たな在留資格の創設を踏まえ、外国人材の地域への定着に向け、受入支援や共生支援を行う。また、インバウンドや地元産品輸出の拡大の活発化等に向け、在外の親日外国人材を掘り起こし、地方公共団体とのマッチング支援等を行うことで、地方公共団体等における外国人材の活躍を促進する。

【具体的取組】

◎新たな在留資格の創設に伴う外国人材の地域への定着促進

- ・新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、地方公共団体等が運営する一元相談窓口の整備促進や、地方公共団体への法務省等の職員派遣等により、地方における受入環境整備を支援する。また、関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人を支援する個人・団体等及び地方公共団体の相談窓口がワンストップで正確な情報を入手可能な拠点を整備する。さらに、行政窓口等における多言語対応のための体制整備を図る。
- ・あわせて、外国人材の受入支援や共生支援などについて、優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、引き続き地方創生推進交付金により積極的に支援する。
- ・外国人材の円滑な受入れに向けて、各々の受入業種において、就労環境の改善等の取組を促進する。

◎外国人材の地域での更なる活躍等

- ・地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、かつ、外国人材の活用による海外展開、多文化共生、災害対応や教育等、柔軟かつ効果的に幅広く活動することが可能となるよう新たに一定の範囲内の業務活動を一括して資格外活動許可が受けられることとしたことにより、外国人材の活躍を

促進する。

- ・外国人材の地域への定着に向け、地方公共団体等との連携により、JET プログラム終了者や留学生等が地域産業の担い手や地域おこし協力隊員等として活躍できるよう、マッチングの機会の拡大等を行う。
- ・インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務に従事し、地域の国際交流の幅広い分野で活躍する JET プログラム国際交流員（CIR）の一層の活用を促進する。
- ・地方創生に向け、よりきめ細やかなマッチングを行う観点から、在外公館等において、外国人材への広報を行うとともに、地方公共団体において活躍したいと望む外国人材と地方公共団体のニーズ（地方創生業務）に対する円滑なマッチング支援を行う。
- ・地域におけるベストプラクティスの共有・展開や、多文化共生施策の担い手の育成を進めるなど、地域における多文化共生施策を一層推進する。

◎外国人留学生による起業の円滑化

- ・留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、外国人起業活動促進事業及び国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に関連する制度・運用の拡充をはじめとした、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進め、本年度中に結論を得る。

◎外国人留学生の大学入学資格の緩和

- ・学校教育における 11 年以上の課程を有する国からの外国人留学生の大学入学資格の対象となる課程を拡大し、多様な国・地域からの留学生を受け入れ、大学等の国際化を一層進める。

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

＜概要＞

地方創生 SDGs の実現に向けては、地方公共団体の取組が重要となるため、普及促進活動の展開や、SDGs 未来都市の選定、モデル事業形成への資金的支援を継続する。

さらに、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーによる官民連携プラットフォームの取組を一層活発化させるとともに、金融面においても地方創生 SDGs を推進する。

また、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年 6 月 11 日閣議決定）を踏まえるとともに、気候変動への適応を進め、地域の活力を発揮する「地域循環共生圏」を創造する。

【具体的取組】

◎地方公共団体における SDGs の普及促進活動の展開

- ・国際的なフォーラムの開催や国際会議などの機会を捉え、都市間ネットワークの形成を支援し、地方創生に向けた日本の SDGs モデルを国内外に発信す

る。

◎地方公共団体による地方創生 SDGs 達成のためのモデル事例の形成

- ・「環境未来都市」構想を引き続き推進するとともに、優れた SDGs の取組を提案する都市・地域を引き続き「SDGs 未来都市」として選定、その中で特に先導的な取組を「自治体 SDGs モデル事業」として選定した上で、既に選定した都市も含め、関係省庁により強力に支援し、モデル事例を形成する。

◎「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」を通じた民間参画の促進

- ・「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」について、より多くのステークホルダーが参画しやすくなるよう検討を行う。
- ・その際、SDGs の達成に向けたサステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）の考え方についても推進を図る。

◎地方創生 SDGs 金融の推進

- ・SDGs の達成に取り組む企業の非財務的価値や ESG（環境・社会・ガバナンス）要素等も評価し、金融市場から資金流入を通じて成長を支援する「SDGs 金融」を進める。あわせて、資金の流れを地域事業者や地域経済に還流させ、地方創生につながる「地方創生 SDGs 金融」の先進的取組事例の調査・検討や、その普及展開を図る。

◎地域循環共生圏の創造と地域における温室効果ガス排出削減と気候変動への適応

- ・エネルギー、循環資源、生物多様性など様々な切り口から資金とひとの流れを生み出し、持続可能なビジネス・地域づくりを行う「地域循環共生圏」の具現化を進める。
- ・再生可能エネルギー等の最大限の導入拡大・活用推進と省エネルギーの推進、地域の多様な課題に応える脱炭素型の都市・地域づくりの推進等を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律⁽⁴¹⁾に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施を支援する。
- ・地域の実情に応じた適応策の推進を図るため、地域気候変動適応計画の策定・実施を支援するとともに、気候変動適応広域協議会における、地域の共通課題に関する協議や優良事例等の情報共有、連携体制の構築等を通じて、地域における取組を促進する。

◎地方公共団体を核とした分散型エネルギーシステム構築の推進

- ・地方における課題やニーズを調査・検証するとともに、地方公共団体向けのワンストップ窓口における対応の充実・強化により、分散型エネルギーシステムの機運醸成を図り、分散型エネルギーインフラプロジェクトに取り組む団体の裾野拡大及び事業化を推進する。

（２）Society5.0 の実現に向けた技術の活用

＜概要＞

情報通信技術をはじめとする未来技術は、従来の生産・流通や生活に不連続かつ飛躍的な進歩をもたらすものであり、地域の利便性や生産性の向上を通じて地域を豊かにするとともに、その魅力を高め、それがひとを呼ぶ好循環を生

⁽⁴¹⁾ 平成 10 年法律第 117 号。

み出す起爆剤として、今後の地方創生に積極的に活用する。このような観点から、各地域において未来技術を活用した社会（Society5.0）をイメージしつつ、具体的な課題解決等に取り組んでいく。

地域で未来技術を活用する際に必要な人材の確保については、関係企業等の協力も得て支援するとともに、Society5.0への対応を進めていく上での課題を乗り越え、未来技術を活用した新たな社会システムづくりへのチャレンジを促進できるよう、特に、全国的なモデルとなり得るものについては、その事業内容や特長も踏まえた支援の在り方を検討する。加えて、関係省庁補助金などの関連する他の支援策とも戦略的な連携を図る。

【具体的取組】

◎未来技術の活用に向けた5G基盤活用の最大化

- ・ Society5.0の実現に向けて、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024年度までの5G整備計画を加速する。また、地域に密着した課題解決を行うローカル5Gや5Gによる地域の課題解決、5Gの高度化・高信頼化を推進する。
- ・ 地域IoTデータ等の地域内での流通・活用の基盤となる地域データセンターや地域IX⁽⁴²⁾・CDN⁽⁴³⁾などの地域分散型ネットワークの整備を支援する。

◎未来技術の活用に向けたデジタル人材の育成・確保

- ・ デジタル人材の育成・確保に向け、情報通信関連の事業者やメーカ職員等を活用した技術専門家の地方公共団体への派遣等の支援をする。また、情報通信技術に関する相談窓口（ICT地域活性化サポートデスク）の活用、優良事例の表彰（ICT地域活性化大賞）、地方部での技術体験イベント・IT産業を担う地方人材育成のための研修の実施等情報通信技術のリテラシー強化策などを推進する。
- ・ 中学校卒業後5年一貫の専門的・実践的な教育により、当該地域の経済・産業振興を担うデジタル人材等の育成の核となる地元高等専門学校のシーズと地域課題ニーズをマッチングする取組等を促進する。
- ・ 地方公共団体のICT活用や未来技術を地域につなぐカタリストの活動を支援するため、「地域情報化アドバイザー」の活用促進等を図るとともに、地方公共団体のCIO・CIO補佐官等向け研修の実施、オープンデータを担当する地方公共団体職員向け研修の全国実施を推進する。
- ・ 地方創生推進交付金や関係省庁の施策により未来技術を活用した優良事例等の周知啓発（AI、ビッグデータ、IoT、自動運転、ロボット、ドローン、5G、エッジコンピューティング、EdTech等）を、首長、議員等向け「ハンドブック（活用事例集）」や技術体験イベント等も活用しつつ実施する。

◎未来技術の活用に向けたデータの利活用

- ・ RESASの活用促進とともに、観光・イベント情報などの静的データや人流情報などの動的データの迅速な提供の推進を行う。また、各分野におけるICTを活用した優良事例等を紹介するとともに、そうした取組の全国的な横展開

⁽⁴²⁾ Internet eXchange の略。インターネットにおけるトラフィックの交換拠点。

⁽⁴³⁾ Content Delivery Network の略。ユーザに効率よくコンテンツを配信するための分散型情報配信システム。

を支援するため、ポータルサイト（ICT 地域活性化ポータル）や、一元的な相談窓口等による、国と地方公共団体等との間の情報共有を推進する。官民のオープンデータの活用を促進するため、ラウンドテーブル開催などの取組を支援する。さらに、地方公共団体の未来技術活用に当たっての課題の調査及び改善策の推進を実施する。

◎未来技術の活用に向けた社会ニーズの醸成

- ・シェアリングエコノミーについて、事業者と連携した住民への分かりやすい説明や、実証事業等により成果が見えつつあるモデルを、消費者等の安全を守りつつ積極的に導入しながら、その便益の見える化を推進する。
- ・地域の住民等が ICT を学び合う「地域 ICT クラブ」を展開するとともに、高齢者、障害者等が未来技術の進展に取り残されることのないよう、身近な人に ICT 機器の操作等について相談することができる「デジタル活用支援員」の仕組みを検討する。

◎未来技術の活用に向けた地方における実装と自走

- ・地方創生推進交付金等による支援や地方創生に資する各省庁の以下の取組を推進する。

（地方創生推進交付金による支援）

- ・未来技術の社会実装に係る優れた自主的・主体的で先導的な施策で地方創生に資するものについて、地方創生推進交付金等による支援や関係省庁による支援を行う。
- ・このうち、技術的な実現可能性、標準化や規制を含めた制度面での不確定要素、受け入れる地域住民側の協力などの様々な課題を乗り越え、未来技術を活用した新たな社会システムづくりにチャレンジする取組であって、全国的なモデルとなり得るものについては、その事業内容や特長も踏まえた支援の在り方を検討する。

（公共・社会基盤）

- ・地方の人材不足等の地域課題の解決や、業務効率化、住民サービスの向上のため、地方公共団体における AI、RPA などの革新的ビッグデータ処理技術の活用を推進するとともに、地方公共団体の業務システムのデータ連携標準を定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」等の拡充を進める。
- ・地域の社会課題をデータに基づき解決するオープンデータの活用を進めるため、行政と地元企業・NPO 等の連携によるデータ活用の取組や人材育成を支援する。
- ・都市計画関連データを含むオープンデータの官民利活用やデータ連携、サイバー空間に国土を再現するインフラ・データプラットフォームの構築等を推進する。
- ・最適な施設立地、公共交通の利便性向上、施設配置の計画手法の開発等におけるビッグデータ活用を推進する。
- ・AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術や官民データの活用による市民生活・都市活動や都市インフラの管理・活用の高度化・効率化等を通じて、都市や地域の課題解決を加速化させる「スマートシティ」の取組を推進する。
- ・地方公共団体によるオープンデータを充実・強化する観点から、地域内の IoT センサなどのデバイスを介したリアルタイムデータの収集・分析、他

機関からのデータの連携等を可能にするシステム開発・実装を支援する。

- ・安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022 年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進する。
- ・新技術や蓄積した膨大なデータも活用し、「事後保全」から「予防保全」に転換した持続的・効率的なインフラメンテナンスを実現する。
- ・「G空間情報」の活用や「Lアラート」の更なる普及、ローカルコンテンツ、災害情報のネット配信促進による防災関連情報等の効果的な収集・発信・利活用を推進する。
- ・生活に身近な分野における IoT・AI の一層の利活用を推進するため、地方公共団体に対する地域 IoT の実装計画策定や導入効果が確立されたモデルの実装事業の支援などの「地域 IoT 実装総合支援」を推進する。
- ・再生可能エネルギー対応やブロックチェーンによる電力・環境価値融通の実証実験の実施、再エネ由来水素の都市ガス混合による地域実証に取り組む。

(交通)

- ・ラストマイルや中山間地域での移動手段確保等に資する自動運転や、MaaS、低速で走るグリーンスローモビリティなどの新たなモビリティサービスを推進する。
- ・山間部・離島などの過疎地域等における物流の課題解決に向けたドローンの活用を推進する。

(生活)

- ・障害者、高齢者、育児・介護等世代の就労支援にも資する、時間や場所を有効に活用でき、ひとやしごとの地方への流れを促すサテライトオフィス・テレワークを推進する。
- ・個人の情報を預かり、安全な流通を本人に代わって担う、いわゆる「情報銀行」を推進する。
- ・空き家など遊休資産の有効活用を促すシェアリングエコノミーの普及促進を通じ、人口減少局面にある地域の課題解決を効率的・効果的に進める。

(医療・教育)

- ・安全性・有効性に係るデータや事例の収集・実態把握等による適切なオンライン診療及び ICT を活用した医療機関間の連携を推進する。
- ・オンライン診療の普及状況、技術の発展やデータ等の収集結果に基づき、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」について、定期的に見直す。
- ・5G、4K、8K 等の通信・放送技術の活用を見据えた遠隔医療を推進する。
- ・教師の指導や子供たちの学習の幅の拡大、学習機会の確保等を通じた教育の質の向上に向けた遠隔教育等の未来技術の活用を推進する。
- ・AI による効果的な学習等を実現する EdTech の活用により学びの個別最適化を進めるとともに、地域の課題解決にも資する STEAM 教育⁽⁴⁴⁾の好事例

⁽⁴⁴⁾ Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育（「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革に

創出・横展開等を推進する。

◎関係省庁の連携

- ・上記取組の推進に当たり、内閣官房を取りまとめ・窓口とした関係省庁による連絡・連携体制を整備する。

(3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等の推進

<概要>

コンパクト・プラス・ネットワークや都市再生に係る取組を更に進化させ、まちなかにおける官民空間の修復や利活用等により、ひとが集まる動機と居心地の良さがあがり、歩きたくなる空間を創出し、多様な主体の交流によるイノベーションの創出や地域消費の活性化を図り、官民の投資の誘発等につなげる。

また、地方都市において、地域再生エリアマネジメント負担金制度を含むエリアマネジメント等により、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちににぎわいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげる。

【具体的取組】

◎居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進

- ・街路、公園、広場、沿道建物などの官民空間をパブリックスペースとして一体的に修復・利活用し、まちなかに、ひとが集まる動機と居心地の良さがあがり、歩きたくなる空間を創出することにより、多様な主体の出会いと交流によるイノベーションの創出や地域消費の活性化を図り、官民の投資の誘発等につなげる。
- ・都市公園の公募設置管理制度や市民緑地認定制度など、都市公園法⁽⁴⁵⁾等の制度を活用した民間資金等による公園の再生・活性化や緑地の創出の取組の促進などにより、公共空間等において民の力を引き出し、まちのにぎわい創出や地域活性化を図る。
- ・「人中心の道路空間」の構築に向けた新たな道路仕様の策定や道路空間の再構築等により、国内外から呼び込んだひと・モノの交流や情報の集約等を促すとともに利便性や快適性の向上を図ることで、更なる地域活性化や魅力・にぎわいの創出を図る。
- ・エリアマネジメント団体等による普及啓発事業や社会実験・実証事業等（都市利便増進協定に基づく広場の整備、公共空間の活用実験等）に対し支援を行うとともに、2018年8月に策定した「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」の活用推進を図る。

◎地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用の推進

- ・地域再生エリアマネジメント負担金制度について、制度の内容や必要な手続を解説したガイドライン（2019年3月策定）を活用したコンサルティングや、地方創生推進交付金による重点支援等により、制度の活用を促進し、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図る。

◎地方都市等における「稼げるまちづくり」の推進

ついて（第十一次提言）」（令和元年5月17日教育再生実行会議）。

⁽⁴⁵⁾ 昭和31年法律第79号。

- ・本年３月に関係省庁一体となって取りまとめた「稼げるまちづくりを支援する包括的政策パッケージ 2019」や、稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ 100」（2017 年 3 月）等について、地域のまちづくりの担い手等に周知し、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。
- ・地方創生の推進に向け、観光振興や健康長寿など、地方で拡大する需要に対応した事業への不動産の円滑な供給等を推進するため、2018 年 3 月に取りまとめた「地方創生に資する不動産流動化・証券化事例集」等を活用しつつ、地方公共団体や地域の不動産事業者、金融機関等と連携して、地方創生に資する不動産特定共同事業等の証券化手法について周知を図るとともに、その更なる活用を目指す。
- ・本年３月に閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更を踏まえ、「中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議」等を通じ、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちのにぎわい」づくりを推進するため、関係省庁の連携を強化し、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。また、中心市街地・商店街におけるまちづくり人材の確保・育成やまちづくりに関わる推進体制の強化を図るとともに、地域へのインパクト・波及効果の高い事業への重点支援等により民間投資を促進する。
- ・全国の中心市街地における社会・経済状況の変化を踏まえ、国の中心市街地活性化制度を活用する認定市町村における中心市街地を中心に、多世代が暮らし、働く場づくりなど、将来を見据えた再生を図る取組を支援するため、関係省庁の連携した取組の強化を図る「中心市街地再生促進プログラム（仮称）」を本年度中を目途に策定する。
- ・2018 年 3 月に策定した「プロジェクトマッピングに関するガイドライン」を踏まえ、プロジェクトマッピングなどの屋外広告物によるまちの活性化事例や実施促進に向けた方策等を周知することで、地方公共団体等の稼げるまちづくりの取組を支援する。
- ・まちなかの快適性や回遊性を高めて観光消費を促進するため、地方公共団体が民間や地域住民と連携して行う景観まちづくりの取組を支援する。
- ・民間資金等を活用しながら、公共施設等を核として地域再生を進めるため、地方公共団体への PPP/PFI に関するノウハウ提供等による案件形成の積極的な支援を行う。

◎まちづくりにおける新たな手法による金融支援

- ・空き店舗、古民家などの遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、事例の横展開等を含め、民間都市開発推進機構（民都機構）が地域金融機関と連携して設立するファンドの組成を推進する。
- ・クラウドファンディングを活用した民間まちづくり事業への支援を行うファンドを民都機構と地方公共団体が設立する事業について、地元経済団体やまちづくり団体、クラウドファンディング仲介事業者等との連携強化及びファンド組成事例や調達成功事例の情報提供等を通じて、事業主体の掘り起こしを行い、ファンド組成を推進する。
- ・まちづくりにおけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の活用について検討する。

◎持続可能で魅力ある地域づくりのための「グリーンインフラ」の推進

- ・自然環境の有する多様な機能の活用によって持続可能で魅力ある地域づくりを進めるため、関係者で情報共有等を図るための官民連携プラットフォームの立上げ、事例集の作成による優良事例の横展開、アドバイザー派遣、アイデアコンテストを実施し、多様な主体の連携による「グリーンインフラ」の先導的なプロジェクトを推進する。

◎知的対流拠点の普及促進

- ・多様な関係主体が連携し、知恵やアイデアを出し合って、実際の活動に昇華する「知的対流拠点」を普及促進し、予定調和なき対流による更なるイノベーションの創出を図るため、「稼げる国土専門委員会」における取りまとめや本年4月に改訂した「ローカル版『知的対流拠点』づくりマニュアル」等を活用し、地方公共団体への助言等の必要な支援を実施する。

(4) コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進等

<概要>

コンパクト・プラス・ネットワークについては、「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組を通じ、都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク構築に向けた取組の省庁横断的な支援、モデル的な取組の横展開を行うほか、コンパクトシティ政策の強化、「都市のスポンジ化」対策の取組促進等を図る。

さらに、AI、IoTなどの新技術やビッグデータといった先進的技術、官民データをまちづくりに取り入れ、都市や地域の課題解決を加速化させていく「スマートシティ」や、離島における「スマートアイランド」などの取組を推進する。

【具体的取組】

◎コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進

- ・立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等に取り組む地方公共団体に対して、引き続き、関係省庁が連携したコンサルティング、支援施策の充実やモデル都市の横展開を行い、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。
- ・立地適正化計画の居住誘導区域内において、身近な生活関連施設を立地しやすくするなど、良好な住環境を整備するための方策や、昨年の7月豪雨をはじめとする自然災害の頻発等を踏まえ、災害の発生のおそれのある区域への住宅等の立地の抑制等を図る方策を検討する。
- ・都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上にハード・ソフト両面から総合的に取り組む地方再生のモデル都市（地方再生コンパクトシティ）として選定した32都市に対し、引き続き、各種支援メニューにより、集中的に取組を支援する。
- ・第196回国会で改正された都市再生特別措置法⁽⁴⁶⁾による「都市のスポンジ化」対策の制度の周知・普及を図り、地域における低・未利用地の利用促進・集約再編や、地域共同による公共的施設の整備・管理の取組を促進する。
- ・都市機能誘導区域等において、地方公共団体の費用負担の平準化と民間事業

⁽⁴⁶⁾ 平成14年法律第22号。

者のリスク軽減を図りつつ、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の更新・再編等を進めるための金融支援を推進する。

- ・官民の協働による都市構造の最適化を図るため、地方公共団体が保有する都市計画情報のオープンデータ化に必要なガイドラインを本年３月に策定したことを受け、これを活用する地方公共団体や民間事業者の実務担当者向けに必要な支援を行うなど、都市計画情報の利用を促進する。
- ・地域交通について、地域の公共交通ネットワークの維持・活性化に向けた取組を促進するための計画・支援制度等について検討を行い、本年度中に制度改正等に着手するなど、持続可能で地域最適な地域交通の実現に向けた取組を進める。

◎「スマートシティ」の推進

- ・AI、IoTなどの新技術や官民データ等をまちづくりに取り入れ、市民生活・都市活動の質の向上や、都市インフラの管理・活用の高度化・効率化及び施設立地の最適化など都市のマネジメントを最適化し都市・地域課題の解決を図る「スマートシティ」のモデル事業を実施するとともに、モデル事業で得られた知見の共有や意欲ある地方公共団体、技術を有する事業者が参画する官民連携のプラットフォーム構築などの取組を進める。
- ・先進・優良モデルの全国展開を図るため、必要なインフラ整備等への支援を行うとともに、国の出先機関及び独立行政法人等のノウハウ、人材等を積極的に活用した支援を実施する。
- ・ひとの属性（性別・年齢・世帯人数等）ごとの「行動データ」を基に、利用者の利便性と事業者の事業活動とを同時に最適化する施設立地を可能とする「スマート・プランニング」について、引き続き具体都市での検証を通じ、システムの高度化を行うとともに、他都市への横展開を図る。
- ・健康面や経済効果などの指標の開発・提供により、市町村による取組の成果の見える化や効果検証を促すとともに、関係省庁が継続的にモニタリングできるようにし、支援メニューの充実を図る。加えて、ひとの移動に関するビッグデータ解析等を通じ、ユーザー目線での最適な施設配置の計画手法等の開発や公共交通の利便性向上を進める。
- ・住民がいつでもどこでも防災情報を入手し、早期の減災行動ができる社会を実現するため、水位、水害リスクライン（氾濫の危険性をリアルタイムで表示）や河川監視カメラなどのまちの防災情報をGISマップ等で一元化し、早期の避難行動を支援する。

◎定住促進に向けた「スマートアイランド」等の実施

- ・人口減少や高齢化が著しい一方、本土から隔絶し明確にエリアが限定された離島地域において、公共交通の不足に対応するため、グリーンスローモビリティの導入に向けた実証的な取組やスマートフォンアプリ等による人流データ等を活用した島内移動環境の確立を図る。
- ・また、災害に対して脆弱であることから、土砂災害警戒区域等のオープンデータ化等による防災体制の強化や新技術の導入によるライフラインの確保を図る。
- ・さらに、生徒数の減少により複式学級が導入されている教育現場における生徒のコミュニケーション機会の不足への対応として、双方向通信による本土との遠隔授業の実施等を行う。

(5) まちづくりにおける地域連携の推進

<概要>

人口減少・少子高齢社会においても、一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済を維持するための拠点として、全国各地で形成されている連携中枢都市圏における取組の深化を支援するとともに、圏域の形成に向けた取組を更に広げる。

圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するため、定住自立圏における取組の深化を支援するとともに、圏域の形成に向けた取組を更に広げる。

さらに、スーパー・メガリージョンの形成とその効果の広域的拡大も見据え、異なる個性を持つ地域と地域が連携して新たな稼ぐ力やひとの流れを生み出すため、都道府県を越えた広域的な地域づくりを推進する。

【具体的取組】

◎連携中枢都市圏の取組内容の深化

- ・本年4月1日現在で32圏域が形成済みであり、引き続き、圏域の形成に向けた取組を支援する。
- ・各圏域における取組内容の充実にに向けた支援を行うとともに、圏域単位で取り組むことが期待される課題等の検討を行い、連携中枢都市圏構想を強力に推進する。

◎定住自立圏の形成の推進

- ・本年4月1日現在で123圏域が形成済みであり、2020年度に定住自立圏の形成数を140圏域とすることを目指し、引き続き、圏域の形成に向けた取組を支援する。
- ・各圏域における取組内容の充実にに向けた支援を行うとともに、圏域単位で取り組むことが期待される課題等の検討を行い、定住自立圏構想を強力に推進する。

◎都道府県を越えた連携による広域的な地域づくりの推進

- ・広域地方計画（平成28年3月国土交通大臣決定）に位置付けられた116の広域連携プロジェクトの具体化を進め、都道府県を越えた地域の連携による広域的な地域づくりを推進する。特に、先導的なものとして事例形成を支援している13のプロジェクトについて、具体的な事業の実施やそれを踏まえた事業スキームの改善等を進め、地域が主体となった運営の実現を図るとともに、他の広域連携プロジェクトへの知見の共有を進める。
- ・スーパー・メガリージョン構想検討会の最終とりまとめ（2019年5月20日公表）を踏まえ、スーパー・メガリージョンの形成及びその効果の広域的拡大に向けた取組を進める。

(6) 更なる民間投資の喚起による都市再生の推進

<概要>

地域経済のエンジンとなる中枢中核都市等への更なる投資の喚起を図る都

市再生を力強く進め、地方創生を加速する。

そのために、国も早期の検討段階から参画するなど、検討の視点の多様性を確保していく。また、都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」を整備するとともに、特定都市再生重点プロジェクトを推進していく。

【具体的取組】

◎都市再生緊急整備地域の候補となる地域の設定及び各種支援

- ・民間投資の喚起や都市再生の質の向上を図るため、地方公共団体の意向等を踏まえ、必要に応じて早期の段階で、都市再生緊急整備地域の候補となる地域を公表する。
- ・候補地域では、産官学金のプラットフォームを形成し、民間提案の機会の提供、スケジュールの共有、魅力的な案件形成等を行っていく。
- ・リニア中央新幹線により出現する7,000万人規模の集積効果を最大限に引き出し、我が国全体の経済活力を向上させるため、地方公共団体等による調査事業の支援など、関連する都市再生プロジェクトを組成、推進する（「スーパー・メガリージョン関連プロジェクト」）。

◎「i-都市再生」の整備、活用及び普及

- ・まちづくりの課題や効果、将来像を、地理情報やバーチャルリアリティ技術等を用いて住民や投資家等に対して分かりやすく示す「i-都市再生」を整備することで、関係者の合意形成を容易化し、民間投資を効果的に呼び込むとともに、地方公共団体等の意見も踏まえながら機能の拡張に取り組む。
- ・また、「i-都市再生」の活用、普及に向けて、全国でセミナー等を開催し、各都市に実践できる人材を創出・拡大していく。

◎中枢中核都市の機能強化

- ・中枢中核都市の機能強化に向けて、中枢中核都市が共通に抱えている課題に対し、手上げ方式により、関係省庁横断的な支援チームによるハンズオン支援を行う。相談等のワンストップ対応、現場の課題やニーズの吸い上げ、活用できる支援施策の紹介、意見交換等を行い、更なる関連施策の充実や成果の普及・横展開につなげていく。

（7）地域交通を取り巻く課題への対応

＜概要＞

地域交通については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律⁽⁴⁷⁾に基づき、地方公共団体が中心となり、地域の多様な主体と連携・協働し、地域公共交通網形成計画等を策定し、路線維持や利用者の利便性向上に係る取組が行われているが、近年、運転者不足の深刻化等により、更なる対応が求められている。

また、サービス面では、技術革新を受け、IoTやAIを活用したMaaSなどの新たなモビリティサービスへの取組が活発になっており、これにより交通サービスの供給側と需要側の双方に変革をもたらし、人々のライフスタイルやまちづくりの在り方までも変えることが期待されている。

⁽⁴⁷⁾ 平成19年法律第59号。

上記も踏まえて、地域交通について、多様な主体が連携・協働し、新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組に対し、必要な制度改正等により更なる促進を図る。

【具体的取組】

◎地域交通に係る競争政策の見直し

- ・地域の公共交通ネットワークの維持、利用者の利便性の向上を図るため、事業者、地方公共団体等による地域の協議会を活用し、事業者間の連携・協働を円滑かつ柔軟に行うことが可能となるよう、未来投資会議等における競争政策の見直しに関する議論を踏まえ、具体的な仕組みを検討する。

◎新たなモビリティサービスの推進

- ・本年３月に公表された「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」の中間取りまとめを踏まえ、MaaSなどの新たなモビリティサービスの全国展開に向け、本年度中に事業者間のデータ連携に関するルール整備を行うとともに、IoT、AI・自動走行などの新技術の活用等、地域ごとの課題に応じた新たなモビリティサービスのモデル構築と社会実装を推進する。
- ・新たなモビリティサービスの実証実験に合わせてシームレス化に必要な交通結節点の整備を官民連携で進めながら、即効性のある小規模なハード整備を効果的に実施し、中長期を見据えて、新たなモビリティサービスに対応した交通結節点や走行空間の整備に係る制度検討などの取組を進める。
- ・全国で相互利用可能な交通系 IC カードの導入促進を図るとともに、多様な決済手段の導入を進めることにより、公共交通のキャッシュレス化を推進する。
- ・バスの経路検索について、リアルタイム情報を含んだ「標準的なバス情報フォーマット」の普及促進を図り、利用者の利便性向上と事業者の業務効率化を図る。

◎持続可能で地域最適な地域交通の実現に向けた環境整備

- ・「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」での検討や新技術・サービスの進展等を踏まえ、地域の公共交通ネットワークの維持・活性化に向けた取組を推進するための計画・支援制度等について検討を行い、本年度中に制度改正等に着手する。また、地方創生の充実・強化の観点からも、地域における生活の基盤となる地域交通の利便性向上等のための支援の充実を図る。
- ・自家用有償旅客運送について、利用者の視点に立ち、現在の制度を利用しやすくするため、自動車運送事業者のノウハウを活用しやすくするための仕組みを構築する。また、観光客にも対応するため、地域住民だけでなく来訪者も対象とすることを明確化する。
- ・限られた交通機関で可能な限り多くのひとが低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、全国のタクシー事業者を対象とした導入に向け、ルールの整備を図る。

（８）集落生活圏維持のための「小さな拠点」及び地域運営組織の形成

＜概要＞

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。

【具体的取組】

◎「小さな拠点」の形成の推進

- ・2018年5月現在、全国で1,069か所形成されている「小さな拠点」について、更なる形成拡大と質的向上を目指し、引き続き、関係省庁が連携して取組を推進するとともに、法人化ガイドブックやポータルサイトをはじめ、全国フォーラム、地方創生カレッジ等による情報面・人材面の支援を行う。
- ・取組に当たっては、道の駅の活用や農業協同組合、郵便局など地域の内外を問わず多様な組織との連携を推進するとともに、地域にひとを呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりを踏まえて、移住者向けの支援体制の整備（相談窓口やお試し居住、住宅紹介等）等に向けた普及啓発を図る。

◎地域運営組織の持続的な取組の支援

- ・5,000団体の形成を目指す地域運営組織については、2018年度に4,787団体となったところであり、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告（2016年12月13日取りまとめ）を踏まえ、引き続き、地域運営組織の量的・質的向上を図る。
- ・地域運営組織の形成・持続的な運営に向けて、モデル事業で得られた成果を展開し、地域課題の解決に取り組む地域運営組織の活動を支援する。
- ・地域の実情やニーズに対応して地域運営組織の法人化を促進するため、各種法人制度の理解や周知を進めるとともに、地縁型組織の法人化の促進に向けて、引き続き、具体的な検討を進める。
- ・地域運営組織の形成及び持続的な運営や地域での雇用創出に向けて、「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進等により、地域運営組織の資金調達力の向上を図る。

◎棚田地域の振興

- ・産業、環境、景観、文化等の観点から棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、総合的な支援策を講ずる。

（９）スポーツ・健康まちづくり

＜概要＞

地域には豊富なスポーツ資源が存在しており、それらの活用やその潜在的な価値の掘り起こしなどによるまちづくりの取組を推進することが求められる。また、スポーツ・身体活動を通じた健康増進を図る取組や、「健康長寿」をブランディングにつなげる取組も進められている。特に2020年に東京オリンピ

ック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機とし、「スポーツ・健康まちづくり」を一層加速させることが重要である。

このため、関係省庁が連携する新たな枠組を設けることにより、これまで進められてきたスポーツ関係の取組や、疾病・介護予防や健康増進に向けた取組を発展させるとともに、そのための具体的な目標設定も含めて検討し、必要な環境整備を図る。

【具体的取組】

◎スポーツ資源を活用した地域経済の活性化

- ・スポーツによる地域活性化の推進主体である「地域スポーツコミッション」等が行う、海・山・川などの地域資源を活かしたスポーツツーリズムの開発、イベントの開催、大会・合宿の誘致などの活動の一層の促進を図る。
- ・特に、日本の強みが活用でき、訪日外国人も含めた旅行者のニーズが高い「アウトドアスポーツ」や「武道」について、その潜在力が十分に活かされるよう、優良事例の深掘り及び横展開を図るとともに、コンテンツの開発・受入体制の整備などへの支援を実施する。
- ・これまでコストセンターとして捉えられていたスポーツ施設に対する固定観念・前例主義等のマインドチェンジを図り、スタジアム・アリーナなどの体育・スポーツ施設を地域資源と捉え、まちづくりや地域経済活性化の核とする取組を推進する。
- ・各地域が保有する豊富なスポーツ資源のデータ（施設、指導者、イベント情報）を ICT 等の活用によりオープンデータ化するとともに、利用者がデータ活用しやすい環境の整備について検討し、利用者の利便性、経営効率の向上、さらにはシェアリングエコノミーなどの新たなビジネス創出を推進する。
- ・情報発信力や、ひとや企業をつなげるハブ機能を有するプロスポーツチーム等を地域のイノベーション創出の核とする地域版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（S0IP）の構築を推進する。
- ・IoT や電子決済により取得可能なデータ、AI 等の活用により、スポーツ資源の有効活用が地域にもたらす経済的・社会的効果の見える化、エビデンスに基づく効果的・効率的な取組を推進する。
- ・豊富なスポーツ資源（学生アスリート、研究者、指導者などの人材や施設等）を持つ大学において、大学スポーツを通じた地域貢献等の先進的モデル形成に取り組む大学に対する支援を引き続き実施する。また、スポーツ分野においても、地方大学を核とした地域全体の活性化を推進する。
- ・民間企業におけるビジネス・スキルをスポーツ団体で活かしたいと考える経営人材や専門人材について、副業・兼業を含めた地域のスポーツ団体での採用・定着を支援するとともに、スポーツ団体の経営戦略を担うことが期待されるスポーツ経営人材の育成環境の整備を支援する。

◎スポーツを通じた健康増進の推進

- ・障害の有無に関わらず身近な場所で気軽にスポーツができる環境を整備するため、公園、広場などの公共空間を活用した遊びを通じた健康づくりのための環境整備などの実証実験の支援、効果検証や取組の普及を行うとともに、学校体育施設の有効活用に係る地方公共団体向けの手引きの策定等に取り組む。

- ・地方公共団体が効率的・効果的にスポーツを通じた健康増進の取組を実施するための関係機関との連携・協働体制の整備を支援する。
- ・地方公共団体における優良事例の効果的な横展開を図る仕組みを構築する。

5. 国家戦略特区制度等との連携

(1) 「スーパーシティ」構想の早期実現

<概要>

国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図るとともに、Society5.0 に向けた技術的基盤を早急に整備する。

【具体的取組】

◎法的基盤の整備

- ・「スーパーシティ」構想を実現するため、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業（都市 OS）を核とし、住民合意を背景に、先端的事業を実施するための迅速・一体的な規制改革を図る国家戦略特別区域法⁽⁴⁸⁾の改正案の速やかな成立と円滑な施行を目指す。

◎スーパーシティ/スマートシティフォーラム 2019 の開催

- ・G20 の開催に合わせて、国内でスーパーシティ及びスマートシティに関するフォーラムを開催し、海外の政府要人や日本全国の地方公共団体・企業向けに、スーパーシティ及びスマートシティに関する我が国の取組や課題、将来的な国際連携の在り方等について、海外からの招待者を含む国内外の有識者を交えて議論する場を設け、スーパーシティ構想を国内外に広く周知する。

◎技術的基盤の整備

- ・「スーパーシティ」構想の具体化に際しては、必要な技術的基盤やインフラの整備について、各省庁が連携して支援策を講ずる。

(2) 国家戦略特区の推進

<概要>

国家戦略特区は、医療・保育・雇用・教育・農業・都市再生など、幅広い分野で、これまで永年にわたり実現できなかった岩盤規制改革を実現し、地方創生や経済成長に大きく寄与してきた。今後も引き続き、世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備を目指し、全国から提案を募りつつ、スピード感を持って大胆な規制・制度改革を実現していく。

【具体的取組】

◎遠隔服薬指導の実証的実施の拡大

- ・遠隔服薬指導は現在、過疎地等においてのみ実施できるが、生活習慣病など、

⁽⁴⁸⁾ 平成 25 年法律第 107 号。

継続的に服薬することが必要な疾患を抱える患者は都市部にも多く、遠隔診療と併せた遠隔服薬指導のニーズも高いことから、かかりつけ薬剤師・薬局であること等、一定の要件を満たし、かつ患者又は薬剤師・薬局の事情により薬剤師が患者を訪問することが困難な場合において、国家戦略特別区域内における都市部での遠隔服薬指導を可能とするよう所要の制度整備を本年度上半期目途に実施する。

- ・過疎地等での従来の遠隔服薬指導について、養父、愛知、福岡の3区域以外にも実施のニーズが見込まれることを踏まえ、特定のテーマについて複数の地域を一度に区域指定するバーチャル特区制度を活用し、早期の横展開について、上記都市部での遠隔服薬指導と同じタイミングでの実現を目指す。

◎外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充

- ・国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の事業所確保要件について、地方公共団体と連携する創業支援事業者の提供するコワーキングスペース等でも要件を満たすものとする制度の拡充を図るため、本年度上期までに所要の措置を講ずる。
- ・意欲と能力のある留学生の創業を促進するため、在学中及び卒業後に帰国することなくスタートアップビザへの切り替えを可能とするよう、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に関連する制度の改正について速やかに検討を行い、早急に実現する。

(3) 総合特区の推進

<概要>

総合特区については、地域の実情に合わせた規制の特例措置、財政・税制・金融上の支援措置の活用により、地域の取組を総合的に支援しており、引き続き、地域の責任ある関与に基づく取組が実現するよう支援を行う。

【具体的取組】

◎総合特区を通じた地方創生

- ・特区からの規制の特例措置の提案を促進し、その実現に向けて適切に対応するとともに、各特区における規制の特例措置、財政・税制・金融上の支援措置の活用成果の共有を通じて、取組の横展開を図る。

VI. 地方創生に向けた多様な支援（「地方創生版・三本の矢」）

今後、各地方公共団体において策定される「地方版総合戦略」に基づく自主的・主体的な取組を支援し、地方創生の充実・強化を図るため、引き続き、以下のとおり、情報支援・人材支援・財政支援の「地方創生版・三本の矢」で地方公共団体を強力に支援する。

1. 情報支援

（1）地域経済分析システム（RESAS）

地域経済に関する官民のビッグデータを分かりやすく見える化した地域経済分析システム（RESAS）について、新たな RESAS 分析手法の開発、RESAS 分析手法やそれに基づく施策案の情報を地方公共団体等が参照できる機能の開発等を行い、ユーザーのアウトプット創出を促進する。また、地域における人材育成の強化を目的に、地方公共団体部門の新設など政策アイデアコンテストの拡充、高校生等向け地域学習用教材の策定や都道府県などの地方公共団体の新人職員向け研修を実施し、地域人材や EBPM を推進するための人材を育成する。引き続き、ユーザーの意見・要望を踏まえ、出口を意識したデータの充実、システム改善や RESAS 普及促進を行い、ユーザー目線での施策実現を図る。

（2）都市再生の見える化（i-都市再生）

まちづくりの課題や効果、将来像を、地理情報やバーチャルリアリティ技術等を用いて住民や投資家等に対して分かりやすく示す都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」の技術を活用した地方創生の推進に向けて、各都市に実践できる人材を創出・拡大していく。

2. 人材支援

（1）地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度については、活用した市町村から高い評価を得ていることから、各省庁・大学・民間企業の協力の下、2020 年度も引き続き必要な人材の派遣を行う。

また、2020 年度に向けて、新たに同制度による派遣を受ける市町村を優先にしつつも、地方創生の実現に向け市町村が示すビジョンの中で派遣者に求める役割が明確であるなど、派遣による一層の効果が見込まれる場合には、常勤職の 2 回目の派遣を認めるなどの見直しを行う。

さらに、市町村派遣に協力できる企業や、貢献できる分野、内容、要望等を取り

まとめ市町村に示すとともに、市町村からの相談にも応じるなど、民間人材の一層のニーズの掘り起こしができるよう、「地域おこし企業人交流プログラム」など既存の人材派遣プログラムとも連携しつつ、新たな地方公共団体への人材派遣の展開を検討することで、企業と市町村との連携強化につなげる。

このほか、報告会の開催等を通じて派遣者に対する支援を行うとともに、地方創生の取組の好事例・ノウハウの蓄積を図り、市町村や派遣された人材へ還元・共有するなど、地方創生の取組の更なる全国展開を推進する。

（２）地方創生コンシェルジュ

地方創生コンシェルジュは、「地方版総合戦略」に沿って地方創生に取り組む地方公共団体に対する国のワンストップ窓口として機能している。今後も、日々の相談対応に加え、現場のニーズの把握及び制度の更なる周知のため、都道府県知事、市町村長と地方創生コンシェルジュとの意見交換会を地方開催も含め随時開催するなどにより、地方公共団体をはじめとする現場の声を聞きながら、各種相談に対し前向きに具体的な提案ができるよう、親切・丁寧・誠実な相談対応を行う。

（３）地方創生カレッジ

地方創生の実践的知識を e ラーニング形式のコンテンツで提供する地方創生カレッジについては、今後の各施策の展開等を踏まえ、e ラーニング講座の更なる充実を図っていくとともに、受講者の一層の拡大に向けた対応を行う。

今後は、地方創生に携わる関係者が、e ラーニング受講で習得した知識を基に、現場での実践力を高めていくため、相互の知見を共有し、アイデアを提案するための Web サイト「地方創生「連携・交流ひろば」」のコンテンツの大幅拡充と普及に取り組んでいく。

また、Web サイト上での交流に加え、公務員や金融機関職員など地方創生に熱意のある関係者が集まる情報交換の場を設けるなど、ネットワーク拡充を図る取組を支援し、新たなアイデアの創出へ向けた一層の機運醸成等を図る。

３．財政支援

（１）地方創生関係交付金

地方創生推進交付金については、引き続き、地域再生法⁽⁴⁹⁾に基づく法定交付金として、地方公共団体の複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する枠組を維持する。また、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせ、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。加えて、第２期「総合戦略」を強力に推進するため、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」にお

⁽⁴⁹⁾ 平成 17 年法律第 24 号。

ける議論や地方公共団体の意見、第1期の効果検証等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。

地方大学・地域産業創生交付金については、その対象となる大学において、国立大学法人運営費交付金及び私立大学改革総合支援事業を連動することにより、地域における若者の修学及び就業を一層促進する。

（２）地方財政措置

「まち・ひと・しごと創生事業費」については、2015年度から2019年度において、地方財政計画の歳出に1兆円を計上したところである。2020年度以降においても、地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、引き続き、所要額を計上することとする。

（３）税制

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方公共団体に感謝や応援の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度である。今般、地方税法⁽⁵⁰⁾の改正により、ふるさと納税制度の健全な発展のため、募集を適正に行う地方団体として総務大臣が指定するものをふるさと納税の対象とするよう制度の見直しを行ったところであり、法律上定められた客観的なルールの下で、クラウドファンディング型の仕組みを活用するなど、制度の趣旨を踏まえて地域活性化に取り組む地方団体を支援する。

2016年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、活用実績が着実に増加し、移住・定住や人材育成・確保、被災地の復興などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大していくため、本年1月には初めて、他の模範となる企業や地方公共団体を対象とする地方創生担当大臣表彰制度を設けたほか、本年度から、地方創生推進交付金との併用や基金への積立て要件の緩和などの運用改善を実施している。また、最近のSDGsへの関心の高まり等も鑑み、官民一体となった地方創生の取組を更に促進できるよう、今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する。

地方拠点強化税制については、引き続き企業への情報発信等に積極的に取り組むとともに、更なる制度の周知強化を行うことで、企業による地方拠点強化を促進する。

⁽⁵⁰⁾ 昭和25年法律第226号。